

平成18年3月3日（金曜日）第1号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	13頁
○出席議員	15頁
○欠席議員	16頁
○説明のため出席した者	16頁
○職務のため出席した事務局職員	17頁
○開会宣告	18頁
○開議宣告	18頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	18頁
○日程第 2 会期の決定	18頁
○諸般の報告	18頁
○日程第 3 議案第 1号から 日程第63 県知事提出議案第7号まで	18頁
○先議の議決	23頁
○委員会付託省略の議決	23頁
○休会の件	24頁
○散会宣告	24頁

平成18年3月6日（月曜日）第2号

○議事日程	25頁
○本日の会議に付した事件	25頁
○出席議員	25頁
○欠席議員	26頁
○説明のため出席した者	26頁
○職務のため出席した事務局職員	27頁
○開議宣告	28頁
○日程第 1 一般質問	28頁
3番 阿部春市議員	28頁
14番 葛西ノリエ議員	41頁
40番 工藤善司議員	52頁
○散会宣告	57頁

平成18年3月7日（火曜日）第3号

○議事日程	59頁
○本日の会議に付した事件	59頁
○出席議員	59頁
○欠席議員	60頁
○説明のため出席した者	60頁
○職務のため出席した事務局職員	61頁
○開議宣告	62頁
○日程第 1 一般質問	62頁
28番 平山秀直議員	62頁
5番 松野武司議員	73頁
2番 加藤 馨 議員	81頁
○散会宣告	88頁

平成18年3月8日（水曜日）第4号

○議事日程	89頁
○本日の会議に付した事件	89頁
○出席議員	89頁
○欠席議員	90頁
○説明のため出席した者	90頁
○職務のため出席した事務局職員	91頁
○開議宣告	92頁
○日程第 1 議案第1号から県知事提出議案第7号まで	92頁
○休会の件	92頁
○散会宣告	93頁

平成18年3月16日（木曜日）第5号

○議事日程	95頁
○本日の会議に付した事件	97頁
○出席議員	99頁
○欠席議員	100頁

○説明のため出席した者	100頁
○職務のため出席した事務局職員	101頁
○開議宣告	102頁
○日程第 1 議案第1号から	
日程第15 請願第1号まで	102頁
○日程第16 議案第37号から	
日程第22 議案第52号まで	105頁
○日程第23 議案第36号から	
日程第31 議案第47号まで	107頁
○日程第32 議案第38号	108頁
○日程第33 議案第 2号から	
日程第61 議案第30号まで	109頁
○日程第62 発議第1号及び	
日程第63 発議第2号	111頁
○委員会付託省略の議決	112頁
○助役あいさつ	114頁
○閉会宣告	115頁

平成18年五所川原市議会第1回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成18年3月3日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 3号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 6 議案第 4号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 7 議案第 5号 平成17年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 8 議案第 6号 平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第 7号 平成17年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第10 議案第 8号 平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第 9号 平成17年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第12 議案第10号 平成17年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第13 議案第11号 平成17年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
- 第14 議案第12号 平成18年度五所川原市一般会計予算
- 第15 議案第13号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第16 議案第14号 平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第17 議案第15号 平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第18 議案第16号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第19 議案第17号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第20 議案第18号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第21 議案第19号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第22 議案第20号 平成18年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第23 議案第21号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算

- 第24 議案第22号 平成18年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第25 議案第23号 平成18年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第26 議案第24号 平成18年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第27 議案第25号 平成18年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第28 議案第26号 平成18年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第29 議案第27号 平成18年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第30 議案第28号 平成18年度五所川原市病院事業会計予算
- 第31 議案第29号 平成18年度五所川原市水道事業会計予算
- 第32 議案第30号 平成18年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第33 議案第31号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案
- 第34 議案第32号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第35 議案第33号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第36 議案第34号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 第37 議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第38 議案第36号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第39 議案第37号 五所川原市農村公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第40 議案第38号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第41 議案第39号 五所川原市児童遊園設置条例を廃止する条例案
- 第42 議案第40号 五所川原市金木水稻共同育苗施設設置条例等を廃止する条例案
- 第43 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第44 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第45 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第46 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第47 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第48 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第49 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第50 議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第51 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第52 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第53 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第54 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第55 議案第53号 字の区域の変更について
 - 第56 議案第54号 つがる西北五広域連合規約の変更について
 - 第57 県知事提出議案第1号 五所川原市野里財産区議会設置条例案
 - 第58 県知事提出議案第2号 五所川原市神山財産区議会設置条例案
 - 第59 県知事提出議案第3号 五所川原市松野木財産区議会設置条例案
 - 第60 県知事提出議案第4号 五所川原市戸沢財産区議会設置条例案
 - 第61 県知事提出議案第5号 五所川原市原子、羽野木沢、俵元財産区議会設置条例案
 - 第62 県知事提出議案第6号 五所川原市前田野目財産区議会設置条例案
 - 第63 県知事提出議案第7号 五所川原市喜良市財産区議会設置条例案
-

◎本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第3号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算
- 第6 議案第4号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第7 議案第5号 平成17年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第8 議案第6号 平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第9 議案第7号 平成17年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第10 議案第8号 平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第9号 平成17年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第12 議案第10号 平成17年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第13 議案第11号 平成17年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
- 第14 議案第12号 平成18年度五所川原市一般会計予算
- 第15 議案第13号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第16 議案第14号 平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第17 議案第15号 平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会

計予算

- 第18 議案第16号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第19 議案第17号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第20 議案第18号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第21 議案第19号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第22 議案第20号 平成18年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- 第23 議案第21号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第24 議案第22号 平成18年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第25 議案第23号 平成18年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第26 議案第24号 平成18年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第27 議案第25号 平成18年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第28 議案第26号 平成18年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第29 議案第27号 平成18年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第30 議案第28号 平成18年度五所川原市病院事業会計予算
- 第31 議案第29号 平成18年度五所川原市水道事業会計予算
- 第32 議案第30号 平成18年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第33 議案第31号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案
- 第34 議案第32号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第35 議案第33号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第36 議案第34号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に
関する条例の一部を改正する条例案
- 第37 議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第38 議案第36号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第39 議案第37号 五所川原市農村公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第40 議案第38号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第41 議案第39号 五所川原市児童遊園設置条例を廃止する条例案
- 第42 議案第40号 五所川原市金木水稻共同育苗施設設置条例等を廃止する条例案
- 第43 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第44 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第45 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第46 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第47 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について
 第48 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
 第49 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について
 第50 議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について
 第51 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について
 第52 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について
 第53 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について
 第54 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について
 第55 議案第53号 字の区域の変更について
 第56 議案第54号 つがる西北五広域連合規約の変更について
 第57 県知事提出議案第1号 五所川原市野里財産区議会設置条例案
 第58 県知事提出議案第2号 五所川原市神山財産区議会設置条例案
 第59 県知事提出議案第3号 五所川原市松野木財産区議会設置条例案
 第60 県知事提出議案第4号 五所川原市戸沢財産区議会設置条例案
 第61 県知事提出議案第5号 五所川原市原子、羽野木沢、俵元財産区議会設置条例案
 第62 県知事提出議案第6号 五所川原市前田野目財産区議会設置条例案
 第63 県知事提出議案第7号 五所川原市喜良市財産区議会設置条例案

◎出席議員（46名）

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
8番 外 崎 茂 議員	9番 伊 藤 永 慈 議員
10番 田 中 昇 議員	11番 寺 田 達 也 議員
12番 稲 葉 好 彦 議員	13番 櫛 引 ユキ子 議員
14番 葛 西 ノリエ 議員	16番 三 和 均 議員
17番 工 藤 誠一郎 議員	18番 寺 田 武 造 議員
19番 野 呂 國四郎 議員	21番 古 川 幸 治 議員
22番 秋 元 洋 子 議員	23番 高 杉 利 彦 議員
24番 山 口 孝 夫 議員	25番 笠 井 幸 市 議員
26番 磯 辺 勇 司 議員	27番 伊丸岡 勇 議員

28番 平山秀直 議員
30番 相澤 治 議員
32番 島津典明 議員
34番 田中賢一 議員
36番 中谷秀八 議員
38番 川浪茂浩 議員
40番 工藤善司 議員
42番 工藤武則 議員
44番 葛西敬太郎 議員
46番 濱田春士 議員
48番 長谷川清勝 議員

29番 笹山精喜 議員
31番 平山則雄 議員
33番 中畑藤雄 議員
35番 川口 隆 議員
37番 福土寛美 議員
39番 木村清一 議員
41番 葛西収三 議員
43番 吉岡 浩 議員
45番 成田長代 議員
47番 三潟春樹 議員
50番 前田清勝 議員

欠席議員（2名）

7番 木村 博 議員

20番 三和孝治 議員

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者
助 役

雨 森 康 夫

収 入 役

鳴 海 義 男

総 務 部 長

山 田 晴 雄

財 政 部 長

三 橋 俊 一

民 生 部 長

木 村 一 善

福 祉 部 長

宮 崎 堅 治

経 済 部 長

蒔 田 弘 次

建 設 部 長

笹 森 英 志

金木総合支所長

福 井 定 治

市浦総合支所長

成 田 義 正

西北中央病院
事 務 局 長

原 慶 之

水道事業所長

須 郷 純 彦

教 育 委 員 長

阿 部 育 也

教 育 長

高 松 隆 三

教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会	木 村 隆 一
事 務 局 長	
農業委員会会長	秋 田 嘉 徳
農業委員会	鈴 木 正 徳
事 務 局 長	
総 務 課 長	三 上 裕 行
財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	横 山 敏 美
市 民 課 長	野 宮 建 司
保 護 福 祉 課 長	小 山 内 健 造
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	櫛 引 和 雄

午前10時16分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員46名、定足数に達しております。
これより平成18年五所川原市議会第1回定例会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、21番古川幸治議員、22番秋元洋子議員、23番高杉利彦議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から16日までの14日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から14日間と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（齊藤一郎） 次に、この際諸般の報告をいたします。
市長職務代理者助役より地方自治法の規定に基づき報告がありました。報告第1号か
ら報告第8号までの8件はいずれも専決処分の報告についてであります。以上の報告書
は、お手元に配付しておきましたから御了承願います。
-

◎日程第 3 議案第 1号から

日程第63 県知事提出議案第7号まで

- 議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについ
てから日程第63、県知事提出議案第7号 五所川原市喜良市財産区議会設置条例案まで

の61件を一括議題といたします。

なお、提出されております議案中、訂正の申し出があり、お手元に正誤表を配付しておきましたので、御訂正願います。

それでは、市長職務代理者助役より提案理由の説明を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 一登壇一

おはようございます。

平成18年五所川原市議会第1回定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ち、新年度予算編成について一言申し述べさせていただきます。

現在市長が入院療養中ではございますが、新年度予算編成につきましては市長の政策が反映されていなければならないのは当然のことであり、市長の政策目標である「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」の実現に向け、具体的には市長の命による予算編成方針に基づき、初めに義務的経費に財源を充当し、次に継続事業を優先的に措置するとともに、新規事業につきましては事前に市長から指示を受けている県営事業負担金等を計上いたしました。その他の新規事業につきましては、市長と協議した結果、市長が公務に復帰した時点で事業実施の有無を含めた優先順位を検討することといたしました。今後も市長が公務に復帰するまでの間、市政の停滞や市民生活に支障など来さぬよう、関係者一丸となって鋭意努力いたしますので、議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、平成18年五所川原市議会第1回定例会に提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号については、専決処分をいたしましたので、いずれもこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第1号は、平成18年1月16日付で青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市長会館管理組規約の変更について専決処分したものであります。

議案第2号は、平成18年1月30日付で平成17年度五所川原市一般会計補正予算について専決処分したものであります。

次に、議案第3号は、平成17年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に1億2,561万8,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ286億2,658万8,000円とするものであります。

議案第4号は、平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であり

ます。歳入歳出予算の総額に951万4,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ75億7,481万5,000円とするものであります。

議案第5号は、平成17年度五所川原市老人保健特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から1,066万2,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ52億1,635万2,000円とするものであります。

議案第6号は平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から1,768万円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ47億6,513万4,000円とするものであります。

議案第7号は、平成17年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から8万8,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ13億5,335万5,000円とするものであります。

議案第8号は、平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に50万円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ2,812万1,000円とするものであります。

議案第9号は、平成17年度五所川原市病院事業会計補正予算であります。収益的収入の予定額から1億1,988万4,000円を減額し、その予定額を66億5,899万4,000円とし、収益的支出の予定額から1,440万1,000円を減額し、その予定額を67億2,862万7,000円とし、資本的収入の予定額から117万1,000円を減額し、その予定額を2億1,164万5,000円とし、資本的支出の予定額から1,206万7,000円を減額し、その予定額を3億4,896万1,000円とするものであります。

議案第10号は、平成17年度五所川原市水道事業会計補正予算であります。収益的収入の予定額から113万円を減額し、その予定額を16億6,147万5,000円とし、収益的支出の予定額から65万7,000円を減額し、その予定額を15億399万1,000円とし、資本的収入の予定額から2億2,656万1,000円を減額し、その予定額を3億7,054万円とし、資本的支出の予定額から2億1,368万4,000円を減額し、その予定額を9億643万6,000円とするものであります。

議案第11号は、平成17年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算であります。資本的収入の予定額から1,210万円を減額し、その予定額を2,878万6,000円とし、資本的支出の予定額から1,206万8,000円を減額し、その予定額を7,905万5,000円とするものであります。

次に、議案第12号は、平成18年度五所川原市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277億1,000万円とするものであります。

議案第13号は、平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,364万8,000円とするものであります。

議案第14号は、平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,381万8,000円とするものであります。

議案第15号は、平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,570万9,000円とするものであります。

議案第16号は、平成18年度五所川原市老人保健特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,411万4,000円とするものであります。

議案第17号は、平成18年度五所川原市介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,902万3,000円とするものであります。

議案第18号は、平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,657万円とするものであります。

議案第19号は、平成18年度五所川原市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,389万8,000円とするものであります。

議案第20号は、平成18年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,182万円とするものであります。

議案第21号は、平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,704万9,000円とするものであります。

議案第22号は、平成18年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,228万6,000円とするものであります。

議案第23号は、平成18年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,609万9,000円とするものであります。

議案第24号は、平成18年度五所川原市相内財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ311万9,000円とするものであります。

議案第25号は、平成18年度五所川原市脇元財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125万1,000円とするものであります。

議案第26号は、平成18年度五所川原市十三財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61万5,000円とするものであります。

議案第27号は、平成18年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78万7,000円とするものであります。

議案第28号は、平成18年度五所川原市病院事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入67億4,137万1,000円、支出67億9,741万8,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入1億6,916万9,000円、支出2億7,375万4,000円とするものであります。

議案第29号は、平成18年度五所川原市水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入16億5,475万5,000円、支出14億9,793万7,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入6億5,170万1,000円、支出11億5,550万5,000円とするものであります。

議案第30号は、平成18年度五所川原市工業用水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入1億1,988万円、支出1億290万1,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を、収入4,350万7,000円、支出9,499万3,000円とするものであります。

議案第31号は、五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案であります。総合支所の組織及び分掌事務を改めるため提案するものであります。

議案第32号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案であります。老人保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会の担当する事務に新たな事務を加えることに伴い、委員会の名称、委員の任期等を改めるため提案するものであります。

議案第33号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に準じ、職員の給料月額、昇給制度、地域手当等について所要の事項を定めるため提案するものであります。

議案第34号は、五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案であります。津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除の適用期間を3年間延長するため提案するものであります。

議案第35号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。国民健康保険税の不均一課税を是正するため提案するものであります。

議案第36号は、五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例案であります。保険料率、保険料の納期及び介護保険法等の改正に伴う所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第37号は、五所川原市農村公園設置条例の一部を改正する条例案であります。大沼公園及び十三漁村公園を農村等公園として設置するため提案するものであります。

議案第38号は、五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案であります。公営住宅法施行令の改正に伴い所要の事項を改めるとともに、市営住宅の一部を用途廃止し、及び管理開始するため提案するものであります。

議案第39号は、五所川原市児童遊園設置条例を廃止する条例案であります。児童遊園の用途を廃止するため提案するものであります。

議案第40号は、五所川原市金木水稲共同育苗施設設置条例等を廃止する条例案であります。五所川原市金木水稲共同育苗施設設置条例ほか4件の条例を廃止するため提案するものであります。

議案第41号から議案第52号までは、公の施設の指定管理者の指定についてであります。いずれも地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第53号は、字の区域の変更についてであります。県営担い手育成基盤整備事業吉野田地区の施行により、字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は、つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。つがる西北五広域連合の処理する事務等に係る規約の変更を行うため、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、青森県知事から提案されております議案の概要について御説明いたします。県知事提出議案第1号から同第7号までは、いずれも財産区議会設置条例案であります。地方自治法第295条の規定に基づき、「野里」、「神山」、「松野木」、「戸沢」、「原子、羽野木沢、俵元」、「前田野目」及び「喜良市」の各財産区に議会を設置するため提案するものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎先議の議決

○議長（齊藤一郎） お諮りいたします。

この際、議案第54号 つがる西北五広域連合規約の変更についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号を先議することに決しました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） なお、お諮りいたします。

本件については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 議案第54号 つがる西北五広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明4日及び5日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る6日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時39分 散会

平成18年五所川原市議会第1回定例会会議録(第2号)

議事日程

平成18年3月6日(月)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(46名)

1番	原田	寛	議員	2番	加藤	磐	議員
3番	阿部	春市	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	松野	武司	議員	6番	桑田	茂	議員
7番	木村	博	議員	8番	外崎	茂	議員
9番	伊藤	永慈	議員	10番	田中	昇	議員
11番	寺田	達也	議員	12番	稲葉	好彦	議員
13番	櫛引	ユキ子	議員	14番	葛西	ノリ正	議員
16番	三和	均	議員	17番	工藤	誠一郎	議員
18番	寺田	武造	議員	19番	野呂	國四郎	議員
20番	三和	孝治	議員	21番	古川	幸治	議員
22番	秋元	洋子	議員	23番	高杉	利彦	議員
24番	山口	孝夫	議員	25番	笠井	幸市	議員
26番	磯辺	勇司	議員	28番	平山	秀直	議員
29番	笹山	精喜	議員	30番	相澤	治	議員
31番	平山	則雄	議員	32番	島津	典明	議員
33番	中畑	藤雄	議員	34番	田中	賢一	議員
35番	川口	隆	議員	36番	中谷	秀八	議員
37番	福土	寛美	議員	38番	川浪	茂浩	議員
39番	木村	清一	議員	40番	工藤	善司	議員
41番	葛西	収三	議員	42番	工藤	武則	議員
44番	葛西	敬太郎	議員	45番	成田	長代	議員
46番	濱田	春士	議員	47番	三渦	春樹	議員

48番 長谷川 清 勝 議員

50番 前 田 清 勝 議員

欠席議員（2名）

27番 伊丸岡 勇 議員

43番 吉 岡 浩 議員

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者 助 役	雨 森 康 夫
収 入 役	鳴 海 義 男
総 務 部 長	山 田 晴 雄
財 政 部 長	三 橋 俊 一
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	蒔 田 弘 次
建 設 部 長	笹 森 英 志
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	原 慶 之
水道事業所長	須 郷 純 彦
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 部 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会 事 務 局 長	木 村 隆 一
農業委員会会長	秋 田 嘉 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	三 上 裕 行
財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	横 山 敏 美

市 民 課 長	野 宮 建 司
保 護 福 祉 課 長	小 山 内 健 造
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	櫛 引 和 雄

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員41名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、3番阿部春市議員。

○3番（阿部春市議員） 一登壇一

おはようございます。平成18年第1回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。今定例会では、通告に従い4点について質問します。

第1点目は、地方改革の象徴的事業とも言えるアースラブの導入についてであります。議場におられる皆さんの多くは初めて聞く言葉ではないかと存じます。私は、昨年11月14日から15日にかけて先進地行政視察に単身で岩手県水沢市に行ってきました。目的は、アースラブ構想の現地見学であります。アースラブとはEM菌と似たようなものです。東北地方で一番早く実証試験をしたのが水沢市で、視察に多くの人々が来ているそうあります。公共下水道事業や集落排水事業から出る汚泥を消滅させてしまうのです。つまり有機物を酵素分解する環境用資材がアースラブ酵素であります。水沢市では、環境保全とコストダウンを踏まえ、集落排水処理施設4カ所で汚泥処理にアースラブを導入していたのであります。市職員に現地を案内してもらいました。職員いわく、「従来の施設では最終的に汚泥が水槽の底に残り、定期的なくみ取りと専門の処理施設で焼却処理する必要があった。4カ所の農集排水事業から年間600トンの汚泥が発生し、その処理費用として450万円の費用が見込まれていました。それがアースラブを導入したことによって最大のメリットはにおいがなくなったことである。アースラブの投入は、1度の投入で永久的に活用できることから、2年間で投資額を回収できる。そして、平成14年度から導入したのですが、基準値に達しないので、以来一度もくみ取りをしていない」とのことです。経費の節約という点ではすごい内容だと思います。また、この農集排水施設から出た処理水を利用して米づくりもしていました。品種はひとめぼれだそうで

す。収穫して間もないとのことで、いただいて自宅で食べたのですが、本当においしかったのであります。

アースラブは、現在東北地方各地に広がり、青森県では十和田市が昨年8月に導入しています。また、牛ふんにアースラブを混入して堆肥づくりをしている酪農家を訪問してきました。できた堆肥は、農家に配分して畑の肥料にして、この周辺の農家は化学肥料を使用していないそうであります。そして、この土壌改良の効果を確認するために花巻温泉のバラ園にも行ったのです。管理人いわく、「年に3回この堆肥をやっているが、バラの生育は勢いを増している。見てわかるように葉っぱの色が違うでしょう」と絶賛していました。私は、現地からのお土産としてこの堆肥を10袋買い求め、ことしの夏にリンゴ畑に散布することにしています。また、アースラブごみ処理機を購入し、我が家の生ごみを処理しています。以上が一般調査費を充当しての研修の内容でございます。

汚泥は、近代生活が進むにつれふえてきます。その処理に多額の費用を要します。それを少しでも少なくすることが必要と思うのであります。バイオマス構想もその一つの方法と存じます。この構想には農集排事業は入っていないと確認しています。とりあえず当市の農集排事業に導入することを強く求めたいと思います。行政投資は、最少の経費で最大の効果を上げることが常に求められています。合併後も財政的には厳しいものがありますが、その目的にかなっているのがこの事業ではないかと思えます。財政基盤の確立のためにも必要と考えます。新市の活性化対策第3弾として御提言申し上げますので、前向きに検討していただきたいと存じます。これは、市長職務代理者である助役に御答弁を求めます。

蛇足であります。11月14日は水沢市に1泊し、上京から帰った高橋水沢市長と久しぶりに酒を飲みながら旧友を確認し合ったのでございます。高橋市長いわく、「私も還暦を迎えたが、いろいろな課題がある。お互いに頑張ろう」と言って別れたのであります。

質問の第2点目は、観光行政についてであります。私は、合併後の初めての定例議会で観光資源を活用して活性化を図るべきと提言してまいりました。ようやくその取り組みが具体化され、うれしく思います。ぜひ成功させてほしいと願うものであります。

そこで、この冬津軽体験ツアーですが、反響はどうかであります。しかも、宿泊場所が鯨御殿となっています。全体的にアイデアに富んだ企画だと思います。3月10日から、間もなく実施されるわけですが、現在の状況について説明をお願いいたします。

次は、パッケージ事業について質問します。政府は、骨太の方針の中で、サービス産業全体で530万人の雇用創出プランを打ち出しています。その一環だと思うのでありま

す。マスコミの報道によりますと、いわゆる地域提案型雇用創造促進事業に応募するため事業構想をまとめたとありました。雇用の創出ということから大いに期待したいと思うのでありますが、今後の日程とその事業内容について説明を求めます。

質問の第3点目は、環境行政、アスベストの対応についてであります。これも12月27日のマスコミ報道がありました。市では、10月から対象の約830施設のうち38施設についてサンプル調査した結果、5施設が基準値を超えていたと言われます。この内容でよいのか、ほかにはないのかです。そして、基準値を超えている施設への対応について説明を求めたいと思います。

質問の第4点目は、住宅行政についてであります。国の三位一体改革の一環として、今年度から公営住宅家賃対策補助金の大半が一般財源化され、税源移譲されるとともに、新たに地域住宅交付金制度が創設されました。これは、少子高齢化の急速な進行、家族形態の多様化等の社会経済情勢の変化に伴って、多様化する住宅困窮者の居住の安定確保、子育て世帯、高齢者世帯等が安心して居住できる環境の整備とまちづくりが一体となった取り組みをし、自主性と創意工夫を生かして豊かで住みよい地域社会の実現に努めることとなっています。公営住宅法施行令の一部を改正する政令が12月2日公布、平成18年2月1日施行となっております。これに伴って関係条例の改正も必要ではないかと思いますが、この制度をどのように評価しているのかであります。さらには、地域住宅計画を策定した自治体のみ地域住宅交付金が交付される仕組みとなっております。どのように対応を考えておられるのか質問させていただきます。私に言わせるとこの三位一体改革という名のもとに制度の改正をしていますが、地方自治体にとって果たしてよい方向性にあるのかといった疑問もあります。地域が元気になれるための三位一体改革であってほしいと願うものであります。

以上で1回目の質問とします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） おはようございます。阿部議員から御質問のありましたうち、アースラブの関係と、それからアスベスト対策についてお答え申し上げたいと思います。

まず、汚泥処理にアースラブの導入をという御質問でございますが、集落排水事業は市街地から離れた地域にある農漁村の住宅地を対象に普及されてきた下水道事業でございます。農業用水及び沿岸地域の水質保全による農漁業の安定と環境保全、さらには生活環境の向上を図るために実施されております。現在当市におきましては、農業集落排

水処理施設が市内に3カ所、また漁業集落排水施設は1カ所、あわせて4カ所の処理区が供用開始されております。これら4カ所の排水処理施設は、いずれも活性化汚泥方式という方式を採用してございまして、これは汚水表面に生育する微生物と汚水を接触させて汚水を浄化し、その後一般河川に放流する、処理方法としては一般的に広く採用されている方式でございまして。しかし、この処理方式は最終的に汚泥が水槽に残るということで、定期的なくみ取りと専用の施設での焼却処理が必要となっております。

御質問のありましたアースラブ酵素につきましては、家畜の腸内微生物から抽出した酵素の活性化により有機物を分解、消滅させるという画期的な処理方式であるため、近年排水、有機廃棄物、畜産、農業分野の多岐において採用されてございまして。中でも排水処理におきましては悪臭を解消し、汚泥の発生を大幅に抑制し、さらに1度の酵素投入による永年活用ができると。そして、その処理水は一般水とほぼ変わりがないというふうに言われてございまして。このようにアースラブ酵素汚水処理方式は、環境保全とコストダウンを踏まえた環境に優しい処理システムとして、県内でも昨年より実験導入している自治体、阿部先生御紹介ありました十和田市でやっているそうでございまして、当市といたしましても先進地の取り組み状況を把握しつつ、厳しい財政状況ではございまして、投資効果を踏まえた上でその導入について検討してまいりたいというふうを考えてございまして。

次に、アスベスト対策についてでございまして。12月17日の新聞報道以降、新たに発見された施設があるのかという御質問でございまして、報道されました施設の調査段階で疑いがあるということで追加で検査を依頼した経緯はございまして、幸いに基準値を上回るアスベストは発見されませんで、現在は新聞の報道のとおりでございまして、新たに発見された事実はございせん。

アスベスト対策についてのこれまでの経緯を申し上げますと、市では県からの調査照会に基づきまして、平成8年度以降に竣工した市の施設、836施設につきまして、設計図書及び目視によるアスベスト使用の疑いがある施設、38施設56カ所について専門業者に依頼し、検体をとり分析検査をいたしました。その結果、五所川原市浄化センター、五所川原市民体育館、五所川原市勤労青少年ホーム、五所川原第一中学校、五所川原市中央公民館の5施設で国の基準を超えるアスベスト使用があることが確認されたものでございまして。具体的な施設への対応につきましては、関係部長の方から御答弁させていただきます。

以上でございまして。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） 阿部議員にお答えいたします。

冬津軽体験ツアーの内容と現在の状況についての御質問でございますが、この事業につきましてはこれまで旧市浦村が平成11年から平成16年までの6年間、夏型の体験ツアーとして実施し、観光振興を図ってきたところでございますが、このたびの冬津軽体験ツアーは、冬の観光誘客促進のため新市として初めて開催するイベントであり、この事業の募集に当たっては青森県東京観光案内所、JR秋田支社、アスパムなど、県内外にパンフレットを配付して広くPRに努めて、演歌が好きな団塊の世代や定年後の熟年世代を中心に集客したところでございます。ツアーの開催期日は、3月10日から3月12日までの2泊3日で開催いたしますが、初日は米マイロードをバスで移動し、磯松地区のかっちよ通りを歩いていただき、脇元地区の鯉御殿に宿泊。地元女性の手づくり料理と地酒等を味わいながら演歌を歌い、楽しんでいただき、2日目にはストーブ列車、津軽三味線鑑賞や、し〜うらんど海遊館のタラソセラピーを体験していただき、夜は再び鯉御殿で金多豆蔵人形劇とねぷたばやしを鑑賞。3日目は、五所川原全国凧揚げ大会を見学するという内容になっております。今回のツアーの募集の状況ですが、25人の募集に対しまして県内外から22人の応募がありました。今後とも本事業を活用しながら多くの方々に五所川原に来ていただくように冬季観光の振興に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、パッケージ事業の内容と今後のスケジュールとの御質問でございますが、議員御案内のとおり、このパッケージ事業は立佞武多を核とした観光振興を支える中核的人材の育成と、これまで各地域の団体が個別的に取り組んできた地域起こし事業を総合的に戦略化することにより、当市における創造的な雇用を創出することを目的としたものでございます。その事業内容といたしましては、観光コンシェルジュ養成事業、観光関連の販売員等研修事業、インターネット利用推進事業、新規創業促進農家民宿養成事業、売れる商品開発セミナー実施事業、求人情報提供事業及び協議会ホームページの開設など、大きく六つの事業を想定しており、具体的には観光振興、人材面から支援すること、観光施設の連携を深めるインターネットの利用推進、当市の長年の課題となっております滞在型観光に向けての農家民宿創業の支援など、各種事業を平成18年から20年の3カ年にかけて展開してまいります。この事業による効果といたしまして、3年間おおよそ340人の雇用の創出を見込んでございます。また、今後のスケジュールでございますが、平成18年2月13日に応募いたしまして、去る3月2日に厚生労働省のヒアリングがありました。6月には採択、不採択の決定がなされ、採択がなされれば7月から事業開始となる予定でございます。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

地域住宅交付金制度についてでございますけれども、この制度は議員おっしゃったとおり、国の三位一体の改革の推進のもとに創設されたものでございます。既存の補助金を一つの交付金にまとめ、地方公共団体の実情に応じて独自に実施しようとする取り組みを支援するものでございます。実質的には平成18年度事業からのスタートとなっております。事業者の裁量ということでは評価できるものと考えてございます。今後の公営住宅法の改正に合わせて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（葛西 皓） アスベストの対策についてお答えいたしたいと思っております。

まず、中央公民館でございますが、中央公民館につきましては、12月26日に階段室の天井にアスベストを含有する部材が見つかりました。基準値1.0に対しまして4.3でございます。このため階段及び2階、3階のトイレを使用禁止にしております。その後業者に現場を調査していただいた。それから、見積もりをとっておりますが、今のところ御不便をおかけしておりますけれども、新年度早々にアスベストの除去作業を実施して、利用者の不便を解消したいと、こう思っております。

それから、市民体育館でございますが、市民体育館につきましても、機械室、放送室、電気室、この3室が基準値1.0に対しまして1.3ということでございまして、これにつきましても新年度早々除去作業を実施したい、こういうふうに考えてございます。

それから、五一中でございますが、五一中につきましては、基準値1.0に対しまして東棟が3.4、西棟が8.2という数値でございます。これにつきましては、12月21日に25教室の天井にアスベスト材が含まれているということでわかりました。私どもといたしましては、学校を閉鎖し、別施設での分散授業が可能かどうかを検討いたしましたが、改修工事をするにしても対応可能な業者が県内に少なく、県内各地のアスベスト処理件数も多数なことから作業時期も不明確であること、生徒数が多く対応可能な代替施設がないこと、さらには3年生にとりましては高校受験直前の重要な時期であること、分散授業が適当でないと考えられたこと、こういったことのほかに現在建設中の新校舎完成後に現校舎を解体する計画としていること等を総合的に検討した結果、冬休み中に教室天井をビニールシートで囲い込むことにいたしました。その後安全性確認のため、教室の空気中のアスベスト調査を実施しておりますが、空気中1リットル当たり0.3本未満と

いうアスベスト浮遊の危険性がない数値を得ております。なお、さらなる安全性確保の観点から、来年度も継続して空气中アスベストの検査を実施する予定になってございます。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） 浄化センターにつきましては、分析の結果、水処理等のロックウール吹きつけ箇所において1.1%の白石綿が検出されております。当施設は、通常職員及び一般の方々は出入りするところではございませんが、管理委託の職員が巡回点検をしておりますことから、新年度早々には除去作業を実施する予定となっております。なお、巡回時等におきましては、安全確保のため防護マスクを着用するよう指導してございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） 勤労青少年ホームのアスベスト対策についてお答えいたします。

勤労青少年ホームのアスベストにつきましては、分析調査した結果、勤労青少年ホームから市民体育館への渡り廊下への天井裏に白石綿の含有物が2.7%確認されております。現状では、天井仕上げ材で密閉されているために石綿等の粉じんが飛散するおそれはないものの、不特定多数の通行があるほか、地震等による天井仕上げ材に亀裂が生ずるおそれがあることから、新年度早々除去工事をする予定でございます。

○議長（齊藤一郎） 3番。

○3番（阿部春市議員） いろいろ御答弁をありがとうございました。

まず、アースラブの導入についてですが、平成18年度の当初予算が今定例会で提案されておりますけれども、集落排水事業では汚泥の処理費用としてこの新年度予算、当初予算に261億円計上されております。先ほども言いましたとおり、初期投資というのは費用がかかるわけでございますけれども、2年目から経費がゼロなわけです。そういう意味からも導入に向けた取り組みをお願いしたいわけですが、財政部長からも一言いただきたいなど、こう思います。

それから、観光行政についてですが、ただいまパッケージ事業について説明をいただきました。採択を受けることは間違いないものと、こう思います。そこで、地場製品の消費拡大というこの意味から、例えば梅漬けや赤～いリンゴの加工品、みそなど、いわゆる詰め合わせセットをお土産用として商品開発できないものかどうか、こう考えるわけです。これは、現在県で積極的に県産品ブランドとして取り組みをしている現状にあるわけでありまして、そういう意味から、五所川原の味を広くアピールすべきであると、

こう思うんです。現在単品商品としてそれぞれがあるわけですから、私はこれをやることはさほど難しいことではないと思うんですけれども、どのように考えているのか質問させていただきます。

それから、第2点目は、観光面で国の史跡に指定されているのが2カ所あるわけです。これを観光にどう役立てるか。いわゆる観光全体の中で十三湊の遺跡と北限五所川原須恵器窯跡群をどのように生かしていけばいいのかということ役所内にプロジェクトチームなどを設置して、そのための検討をすべきじゃないかと、こう思うんですが、どのように考えているのかでございます。これは、年間を通して観光ルートの確立というのが当然必要だと思うからであります。当然この施設面の整備というのも必要になってくる部分もありますけれども、必要ではないかと思えます。

さらには、市浦の資料館ですね、これは確認しましたところ入館者は年間約5,000人ということで聞き及んでおります。そういう状況にあるだけに、これからボランティアガイドの育成というのも必要ではないかと、こう思うんですけれども、どのように考えているのか。この点については、教育長と経済部長に質問させていただきます。

それから、アスベストの対応についてであります。今関係各部長から説明をいただきました。これも新年度予算、当初予算書を見ますと事業費として4,200万円計上されています。先ほど説明のあったように新年度予算で改修するというのがこの4,200万だと、こう思いますけれども、私この間五所川原中央公民館に行きました。3階で会合があったんです。トイレは、1階の部分しか使えない、しかも階段も使えない、エレベーターでトイレに行くために下がっていかなければならないという、こういう状況なわけです。これ教育委員会の方に市民から苦情いっていませんか。先ほどの説明、答弁だと12月26日に発見したと、こう言われました。それから新年度予算でやるとすれば大分な期間があるわけです。私は、市民に不便をかけるのであれば、予算的なものだとするならば専決処分という方法があったのではないかと、こう思うんですが、市民の苦情と専決処分をしなかったその理由と伺いますか、これまでの経過について説明を求めたいと、こう思います。

それから、さっき五一中の関係では、検査をすると、これからも検査をするという答弁でありましたけれども、この5施設ともども今封じ込めなり簡易な対策を講じていますけれども、これから定期的な検査というのは必要ないものかどうか、こちら辺。五一中についてはわかりましたけれども、全体的な施設の定期検査というのが必要ないものかどうか。それから、さらにはこの新年度予算に4,200万の対策の予算計上されていますけれども、補助的な制度と伺いますか、そこら辺についてはないのかどうか、あわせ

て質問させていただきます。

それから、住宅行政、これですね、いわゆる簡単に言えば補助金制度から交付金制度に制度が改正されるんです。今まで50%の補助率であったのが45%に下がるんです。ですから、地域にとって、我々地方自治体にとって、この制度の改革というのはいかななものかと、そういう立場で今質問しているわけであります。

そこで、建設部長、この制度改正に伴ってメリットは何があるのか。もう一つは、18年度に建設予定されている金木市営住宅の建設に支障がないのかどうか、この2点質問させていただきます。

以上で再質問とします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） それでは、私の方からアースラブの導入ということについてお答えを申し上げます。今の阿部議員のお話を聞きますと、大分以前からアースラブを導入している団体もあるというふうにお聞きしましたけども、県内では十和田市がつい最近始めた、ということですが、なかなか普及していないような感じもしておりますので、先ほど助役お答えしましたとおり、平成18年度もしくは19年度に導入できるかどうかも含めまして担当課と検討してまいりたいと、このように考えてございます。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、住宅の補助制度が交付金になったということで、メリットはどうかということですが、5%減額になったということは財政的には確かにその分一般財源、もしくは地方債が充当されるということから、財政的にはメリットかデメリットかという話になりますとデメリットの部分があると、こんなふうに私は考えてございますが、ただ住宅交付金の場合は住宅が現場2カ所ある場合、片方の方に集中してやろうという場合は、片方の方から交付金をこっちの方に前倒しして、片方の方の現場に多く充当できるというようなこういうメリットもございますので、そういう面では地方自治体の裁量が拡大したのではないかなと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

ただいまメリットやデメリットについては財政部長の方から答弁させていただきましたので、それは割愛させていただきます。旧金木町の建てかえ住宅のことですが、メリット、デメリット、それから補助金の交付の削減ということは、先ほど説明したとおりでございます。しかしながら、事業計画に対する影響というのは、さほどない

ものと考えてございます。旧金木町の建てかえ住宅の建設につきましては、計画どおり実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。

御質問の要旨は、遺跡を観光にどう生かすかという、そういう趣旨の再質問だと思います。特に十三湊遺跡については、6月議会でも説明をしているように、国の史跡指定を受けて、新年度、18年度はですね、学識者による検討委員会を設置をして、その遺跡をどういう形で保存、管理していくかというその検討がされるわけで、その学者の先生方の意見を聞きながらですね、これからの施設の運用に努めていきたいということがまず第1点であります。それはそれとして、十三湊の発掘の結果、十三湊は西の博多をしのご国際港湾都市であるということがはっきりと判明をしたわけであります。そしてまた、この十三湊は、平安時代の末期から鎌倉時代を経て室町時代の後半に至るまで約300年近く栄えておったというですね、これは大変な、徳川政権に次ぐ長さだと思えます。明治、大正、昭和、平成を考えても、まだ140年そこそこ。300年近くも栄えておったというのは、これは大変な財力を持ったこのまちをおさめてきたその成果だろうと、そう思います。したがって、こういうその他もろもろいっぱいあるのだけれども、そういう十三湊の発掘の成果を踏まえて、早稲田大学の菊池徹夫先生を初め多くの学者の先生方は、「これまで日本の中世というのは、京都、鎌倉を中心に考えられてきたけれども、十三湊の遺跡の発掘によって日本の中世の時代を考え直す、そういう非常に貴重な遺跡である」ということも言われておるわけであります。そしてまた、この遺跡の発掘によって直ちに国内の教科書のメーカー、約10社くらいあるんでありますけれども、この教科書のメーカーが一斉に教科書に十三湊を取り上げております。ことしの大学の入学試験にも十三湊が出題をされておるわけであります。

したがって、そういう影響もあるのかどうか、平成13年には東大で非常に合格率の高い東京の開成高校、これが生徒の希望で我が村に修学旅行においでになっております。これは、我が村としては修学旅行を受け入れたのはこれが初めてであります。それから、その翌年の14年、15年は、札幌の丘珠中学校ほか1校ですね、これも連続十三湊に修学旅行においでになっていると。そして、ことしの6月にさらにこれも札幌市内の中学校在十三湊に修学旅行に来るということを聞いておるわけであります。このほかにも例えば作家の司馬遼太郎とか、あるいは日経連の会長、国民金融公庫の総裁、農林漁業金融公庫の総裁、あるいはJR東日本の社長、いろんな方々が十三湊を訪れておるわけで、

その中でも特に豪華客船飛鳥という客船を持っている日本郵船の社長が非常にこの十三湊が気に入って、青森港に飛鳥を停泊させながらバスで十三湊に団体客を送って来ておるといいますね、そういうこともあるし、またウシオ電機の社長は安東水軍をNHKの大河ドラマにできないのかということで再三私にも話を持ち込んできておるわけであり、また、1998年の9月30日に十三湊特別展というのが国立歴史民俗博物館で約1カ月開催しましたが、これには皇太子殿下が特に希望されて丸一日かけて十三湊特別展をごらんになっているということでですね、国内的には財界の大物も含めて非常に十三湊に関心を示してきておるわけであり、

だから、私もそこで4年後新幹線が青森まで延伸になるということで、青森開業というものを目前にしてですね、十三湊を中心にしながら津軽半島のPRを全国にしていけばどうかということで、内々県からもそういう相談もあるし、県とテレビ局と今精力的に打ち合わせをしておるわけで、4年後の新幹線開業をめどに津軽半島を大きく宣伝をしていこうということで考えております。先生が御指摘のように、我が市には本州最北の須恵器の窯跡があります。それに十三湊があり、あるいは斜陽館があり、立佞武多がありということで、この五所川原市というのは非常に大きな資源を持っておりますから、新幹線という一つのきっかけを踏まえてですね、観光をもっと大々的に宣伝をしていきたいと。それがひいては地域の活性化につながっていくのではないかとということで、私は直接観光担当ではないけれども、個人的に県と今いろいろそういう接触をしておるわけであり、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁にさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） 阿部議員にお答えいたします。

梅漬けや赤～いりんごの加工品やみそ等の詰め合わせ等、お土産用に商品開発してはどうかという御提言でございますが、当市には御承知のとおり、赤～いりんごや北限の梅漬け、十三湖のシジミ貝など好評を博している商品がございますが、現在の課題といたしまして、原材料に限りがあり、観光客の需要に十分こたえられないことや、またブランド化に取り組む人材不足等が考えられるところでございます。原材料の生産につきましては、計画に沿って順次今進めているところでございますが、商品開発、人材の育成につきましても今回のパッケージ事業において専門家を招聘し、地場製品の消費拡大のための消費者ニーズに合った商品開発の指導、あるいは希少価値を生かした委員御提言のような、お土産用の商品開発、あるいは人材育成を進めていきたいと考えておりますので、今後とも御指導のほどお願ひいたします。

次に、先ほど教育長が御答弁いたしました。観光を振興するためのプロジェクトチームの養成についての御提言でございますが、本市では市町村合併によりもたらされました立佞武多や斜陽館、十三湊の遺跡等の観光資源を総合的に利用することによって、観光産業の振興が図られているものと考えております。そのための体制づくりとして、昨年12月に東北新幹線青森駅開業を見据えた庁内職員による五所川原市東北新幹線青森駅開業効果対策プロジェクトチームを結成し、県と連携、指導を仰ぎながら既に3回ほど研修を行っているところでございますが、まだ具体的に何をどうするかというところまではいっていない状況であります。また、この2月23日には本市の課題である通年型、滞在型観光振興を目指して、観光客の受け入れ態勢の充実や各種観光資源の総合的な連携を図るために、市内関係団体や有識者等で組織された五所川原市観光振興検討委員会を設置したところでございます。今後とも庁内はもとより、広く関係団体や住民の意見を得ながら観光振興、ひいては地域の活性化に向けて努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

また、ボランティアガイドの育成についての御提言もございましたが、旧市浦村では平成11年度より市職員を中心に16名のボランティアガイドが組織されております。今後観光地域の拡大や観光事業が推進されていきますと、現体制では不十分であることから、今回のパッケージ事業の中で観光の専門家としての観光客のニーズにこたえられるようなボランティアガイドを養成してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（葛西 皓） 中央公民館のアスベストにかかわってお答えをさせていただきます。先ほど申し上げましたように、12月26日にアスベストがあるということが判明しまして、その後専門業者による現場の調査、さらに調査結果はどれくらいかかるのかという見積もりが、大分業者さんが忙しいということで、結果としてかなりおくれで参りまして、結果として新年度の予算で除去の費用を計上することになりました。そういう面では大変利用者に御迷惑をおかけしておりますが、新年度早々除去作業を行いたいと、こう思っております。

それから、アスベストにかかわっての補助でございますが、五一中と中央公民館につきましては補助は今のところございません。体育館につきましては、1,200万上限の補助率3分の1ということで、体育館のアスベスト除去につきましては400万の歳入を当初予算で見込んでございます。よろしく願います。

○議長（齊藤一郎） 3番。

○3番（阿部春市議員） 今答弁いただきましたけれども、中央公民館については業者の手配がつかなかったから専決処分まで考えていなかったと、こういう答弁だろうと思うんですけれども、言ってみれば市民利用者の苦情がいろいろ来ているのではないかと。そういう意味で、もっと新年度で対策というよりも手をつけていかなければならなかったのではないかと、現実を見るとそう思うんです。五一中もこの間卒業式ありました。各教室の天井にビニールが張られているんですね。私は、これはちょっと内容的にはよくわかりませんが、封じ込めだというふうなことで、ビニールを天井に張ってそれでいいという、ここはちょっと何とも言えないんですけれども、そんな簡単なもので対策として十分だなんていうことになるとうどんだのかなって。技術的にはちょっと私素人ですから何とも言えませんけれども、そんな思いをしました。

そこで、観光行政について2点質問させていただきます。パッケージ事業で資料館のガイドや遺跡類を含めた観光案内所の育成ができないものかであります。一昨年になりますけれども、私も3人の議員で岩手県遠野市に行きました。遠野市に行きましたら、市内観光地などを見るときに、観光ガイドに市内を案内していただいたんです。女性のちょっと年いった方でしたけれども、もちろん有料でした。3,000円だかという記憶あるんですが……。それから先ほど教育長答弁ありましたように、遺跡も観光の資源としては十分活用できるものであるということは皆さん御案内のとおりであります。したがって、この事業で観光ガイドのいるまち、こんなことを検討できないものかどうか、1点目。

それから、2点目は、立佞武多の関係ですが、五所川原商工会議所の新春対談で東奥日報の齋藤支局長さんは、立佞武多に人を呼ぶために引っ張るに来てほしいと、こう呼びかけすべきだというふうな、これ紙上対談ですけども、そんなことを見ました。これはですね、私参加型ということではインパクトがあるのではないかと、こう思うんです。そういう意味で、これからホームページに載せる、いわゆるインターネットを利用したものをもっともっと積極的に前に出せばよいのではないかと、こう思うんですけれども、その……。この2点について答弁を求めて終わります。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） 阿部議員にお答えいたします。

観光ガイドの育成ということでございますが、先ほども答えさせていただきましたが、パッケージ事業の中でガイドについては養成してまいりたいと考えております。

次に、立佞武多の誘客促進を図るために引き手をインターネットのホームページに載せてはどうかという御提言でございますが、確かに立佞武多の誘客宣伝効果が大きいも

のと考えられますが、観光気分で初心者が引き手参加ということになれば、移動あるいは事故等の安全管理面にも課題が考えられるわけでございますので、しかしやはり観光客の立佞武多参加という観点から今後祭り協議会の方とも協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、14番葛西ノリエ議員。

○14番（葛西ノリエ議員） 一登壇一

社会民主党を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

第1点目は、男女共同参画社会の推進についてお尋ねします。政府は、1999年6月、女性も男性も性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、男女共同参画社会基本法を制定、その実現を21世紀の最重要課題と位置づけました。基本的な考え方に示されているのがジェンダーという表現です。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた性差と訳されており、社会が求める女らしさ、男らしさ、女の役割、男の役割といった、教育やしつけなどによって後天的につくられた性差を指します。ですから、ジェンダーに縛られない自分らしく生きられる社会の実現が重要であるということでもあります。具体的取り組みを盛り込んだ男女共同参画基本計画が2005年度末に期限を迎えることから、2005年は改定作業が行われました。ジェンダーの表記などをめぐり、推進派とバッシング派の攻防が昨年12月27日の閣議決定の直前まで行われたようですが、こうしたことをもっとメディアは取り上げて国民に教えていただきたいと思っております。

さて、旧五所川原市では、2001年3月に男女共同参画プランの策定をし、2003年4月に具体的な施策や事業を示した実施計画がつくられ、最終年度は2006年となっております。しかし、昨年の3市町村の合併により計画の見直しが迫られているものと思います。

そこで、質問に入りますが、当市の男女共同参画政策の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

第2点目は、次世代育成支援行動計画についてお尋ねします。各市町村では、将来を担う子供たちの成長を社会全体で支援するための総合的な計画として次世代育成支援行動計画が策定されているものと思います。子供たちを取り巻く環境の悪化は、幼い命を奪うという事件が後を絶たず、子供の人権を保障する社会からはほど遠いものになっています。旧五所川原市では、平成17年3月に次世代育成支援行動計画が策定されましたが、3市町村の合併によりこの計画がどのように組み込まれていくのか気がかりなところです。地域に合った子育て支援が求められている中で、積極的な姿勢で計画の実行を

図っていただきたいと思っておりますが、当市のお考えをお伺いいたします。

次に、計画の取り組みの一つに挙げられています児童虐待防止対策についてお尋ねします。何人も児童に対して虐待をしてはならないと虐待の禁止を法律で明確に打ち出した児童虐待防止法が2000年に施行された後も、家庭という密室空間における母親、父親、親族からの児童虐待は毎日のようにどこかで起こっています。早期発見、早期対応の必要性が問われながら、思うようにかかわり切れていないところもあるように感じます。見守っているうちに殺されてしまった子供は一体何人になるのでしょうか。残念な結果にならないよう、防止対策の充実に努めてほしいと思います。

そこで、質問は、平成15年、16年、17年の当市の児童虐待件数について、またどのように対応され、連携体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

第3点目は、雪害対策についてお尋ねします。この冬も昨年のように記録的な大雪になってしまいました。雪が集中して降り続けたので、片づけても片づけても切りがなく、雪の怖さを思い知りました。毎日の雪片づけに追われ、住民の疲労は蓄積していったと思います。体力的にも精神的にも余裕を失うと事故を起こしやすくなると言われているように、この冬は全国的に除雪中の事故や落雪による事故が相次ぎました。当市においても、屋根の雪おろしなどでけがを負った方が2月段階で9人とお聞きしました。そのほとんどがお年寄りの方です。こうした事故を未然に防ぐために何らかの対応が行われてこられたのかお伺いします。

近年の大雪で住民の間には、不安や心細さが広がっているように感じています。特にお年寄りや障害者世帯にとっては雪片づけもままならず、深刻な状況に置かれています。心と体の健康を考えた取り組みをこれまで以上に進めていくことが必要ではないでしょうか。除雪の負担を軽減できるようボランティア活動の強化や、例えば社会福祉協議会で行っているようなお年寄り宅へ出向いてお話し相手になるおしゃべり事業などは、これからますます重要性を増していくものではないかと考えています。冬場は閉じこもりがちになりやすいので、ソーシャルワーカーを増員し、お年寄りや障害者、ひとり暮らし宅を頻繁に訪問し、心と体の健康と安全を図る対策を強化していただくよう求めますが、いかがでしょうか。

それから、除排雪対策についてです。大雪は、地震と違ってある程度予測できる災害ですから、防災力を高めるためには先手を打つことが最善の策であると言われております。12月ごろだったかと思いますが、気温が緩み、暖かい日が続いたときがありました。幹線道路は雪がないのでいいのですが、横道に入るとかなりの雪が残っていたために雪が解け出し、道路はシャーベット状態で、車もなかなか進めないありさまでした。至ると

ころでこうした状態が見られ、電話も殺到したようです。行政は、週間予報をもとに対応されているものと思いますが、予測される事態を想定し、排雪に努めるなど、事前の除排雪対策により一層力を入れていただくよう求めますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問にかえさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 葛西議員御質問のうち、次世代育成支援行動計画についてお答えいたします。

合併前の旧3市町村におきましては、それぞれ地域における子育ての支援、母性並びに乳児、幼児の健康の増進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、その他次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定いたしまして、その目標達成に向け鋭意取り組んできているところでございます。合併に伴いまして、新市として、新五所川原市として計画策定が求められているところではございますが、現在は計画に係る評価検討機関であります五所川原市子どもの幸せ推進会議委員28名の就任要請を得まして、関係機関と調整を図りながら計画素案の策定作業中でございます。今年度中には子どもの幸せ推進会議を開催するなど、計画の早期策定に向けまして引き続き努力してまいりたいと思っております。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） それでは、男女共同参画社会の推進についてお答えを申し上げます。

旧五所川原市におきましては、男女共同参画プラン及び実施計画を策定いたしまして各種施策を実施するとともに、女性大学への職員派遣を初め、情報誌参画や広報ごしよがわらを利用した情報発信、それから労働問題、育児、介護等各種講座の開設などによりまして、市民の男女共同参画社会に対する意識づくりに努めてまいったところでございます。今後におきましても、引き続き情報誌参画や広報ごしよがわらを利用した情報発信などを行いまして、さらに平成18年度の五所川原市男女共同参画計画策定に向けまして、毎戸への男女共同参画意識調査を実施する予定となっております。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） それでは、当市におきます児童虐待の件数とその対応についてお答えいたします。

御承知のように、児童虐待については児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、その予防と早期発見などに努めていると

ところでございます。平成15年度の虐待の件数につきましては5件、それから16年度は10件でございます。なお、平成17年度からは児童相談に応じることが市町村の業務として明文化されたところでございまして、17年度の相談件数12件中7件が市における相談件数、それから5件が五所川原児童相談所における相談件数でございます。そのうち虐待と判断されましたケースは1件ございまして、このケースにつきましては庁内並びに関係機関等々と協議いたしまして、五所川原児童相談所の支援をお願いしてございます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） 葛西議員の御質問の中の雪害への対応についてお答えをいたします。

今冬の豪雪に対し、市では1月11日に警戒対策本部を設置し、2月3日には豪雪対策本部に切りかえて、雪害に対し警戒態勢を深めるとともに、除排雪作業の強化をいたしました。こうした中、3月6日現在で自宅除雪中のけがなどにより10名の方が救急搬送されたとの報告を受けてございます。一方、全国的な豪雪により災害弔慰金の支給に関する法律がすべての市町村に適用されることとなっており、雪害により死亡した場合や重度の障害を受けた場合、災害弔慰金または災害障害見舞金の支給が受けられることとなっております。幸いにしてこのような事例の相談はございませんが、こうした事例があった場合は被災者に対し適切に情報を提供し、相談に応じてまいりたいと存じております。

また、豪雪対策本部では、市職員による除雪班を結成し、老人世帯、要支援者宅の除雪作業も行っており、職員、延べ人数で55人を動員し、これまで11世帯の除雪支援を行ってございます。こうした活動を本部設置期間継続することで事故等を未然に防止しているものと存じておりますので、葛西議員におかれましても御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） 除排雪対策についてお答えいたします。

除雪の出動につきましては、天気予防及び河川情報センター等からの気象データをもとに判断して実施してございます。計画的に除排雪を実施してございますが、2月13日から14日にかけて気温が上昇したため、直営はもちろん委託業者にも2日連続で除雪依頼をしておりますが、今冬は真冬日が多く、路面の圧雪された雪が除雪ではなかなかはげない状態であったため、市内の一部道路が悪路状態となり、御不便をおかけした次第でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） ひとり暮らし高齢者、障害者などの安否確認にソーシャルワーカーを活用してはどうかという御質問にお答えいたします。

社会的弱者と言われますこれらの方々に対する支援対策といたしましては、市民の方々が福祉の担い手となり、住民参加による地域福祉活動の実現のため協働して働くことが必要不可欠であると考えております。このため、本市といたしましては、社会福祉協議会への委託事業により地域福祉推進員、登録制による交流協力員を設置し、ひとり暮らし高齢者を初めといたします要支援者が地域とのつながりを継続できるよう、地域の体制づくりに努めております。特に交流協力員は、地域の暮らしと高齢者と対話することによりまして、高齢者の方々が孤独感の解消につながりますとともに、安否の確認など効果が期待されております。

また、民生委員、児童委員の方々についても個々に、あるいは地区協議会及び社会福祉協議会と連携をとりながら安否確認や支援体制の構築に努めているほか、平成18年度からは全国的な取り組みとして、自然災害発生時に自力での避難、移動が困難な高齢者、障害者の方々に対し、近隣住民により災害時の安否確認や避難支援を目的に運動が進められることから、市といたしましてもこうした活動に全面的な支援をしてまいり所存でございます。したがって、御質問のソーシャルワーカー、すなわち社会福祉に関する相談、指導及び支援等を業務とする社会福祉士の活用につきましても、専門的知識を有する方々でございますし、安否確認を初め、日常生活上支障のある方々にとってこの上ないことではございますが、財政的負担が伴うものと考えられますことから、関係機関と協議、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（葛西ノリエ議員） 2回目の質問に入らせていただきます。

男女共同参画社会の推進についてさらに質問をいたします。あらゆる分野への男女共同参画の推進として、各種委員会、審議会の委員の構成を男女比率40%を下回らないよう求めてきました。これまでの答弁では、委員の登録制度も検討していることや、できれば男女の比率を50%ぐらいにできるよう考えていきたいという前向きなものでした。現在の男女比率はどのくらいでしょうか。お聞きいたします。

また、女性の管理職への登用促進については、女性が受けてくれないというお話もありましたので、女性の補助的業務の見直しや研修への参加の向上、責任ある立場への配置などを通して、意識や能力を高められる環境整備も進めていただくよう促してきたところですが、現状はいかがでしょうか。

学校教育における男女平等の推進についてお伺いいたします。旧五所川原市の実施計画には、ジェンダーフリー教育を取り入れると書いてあります。ジェンダーとは、先ほども言いましたように、社会的、文化的につくられた性差であり、ジェンダーフリーとは後天的につくられた男らしく、女らしくに縛られない自分らしく生きられることを指しています。こうした言葉や内容に対して批判の側の人々は、男は仕事、女は家庭という古い価値観に基づく家族イメージが強く、家庭の多様性を否定し、家父長制型支配関係を再び家族のあり方としていこうとする反動的な主張と考えています。政府与党の数の力に押し切られていることもあり、内閣府男女共同参画局ではジェンダーフリーの用語は今後使用しないことが適切と考えるという事務連絡を各市町村の担当課に出しています。国際的な流れから逸脱するものではと受けとめていますが、今回は男女平等推進の教育ということでお尋ねします。

多くの教職員の方は、女の子も男の子も平等に扱い、男女平等の教育をしていると答えます。意識して差別しようなどとしている方はいないと思いますが、にもかかわらず学校が性差別の再生産の場になっているとの指摘もあります。教科書に描かれている女性像、男性像はどうなっているでしょう。また、女なんだから気をきかせてとか、男のくせに泣くな、しっかりしてとか、選手は男子でマネジャーは女子とか、男の子は水色で女の子はピンク色で分けるとかなどなどがあります。特に男子が先の男女別名簿は常に男が先、女は後の考え方を植えつけるものとして、男女混合名簿に改めている学校も出てきています。男女混合名簿を実践している教職員の感想は、一人一人が見えてきたと話され、子供たちからは仲よくできるようになったとか、男子の後でなくてうれしいということも聞かれるようになっていきます。当市の男女の混合名簿の実践状況はいかがでしょうか。

そしてまた、子供の呼び方についてですけれども、女の子は「さん」、男の子は「君」に、そういうような呼び方もされていますけれども、大人になれば「さん」ということが大抵の呼び方ではないのかというふうに思いますし、小さいときから「さん」で統一しても不都合はないと思いますが、この点についても現場での議論を深めていただいて進めていっていただきたいものだなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

それから、次世代育成支援行動計画についてです。新聞記事によりますと、2月6日に当市の酒を飲んだ母親が中学2年生の娘へ1時間ほど暴力を振るい、傷害事件として逮捕されたということがありました。虐待の可能性も調べられていたようですが、今回の事件が発覚するまで行政としては何もわからなかったのか、情報を得ていなかったのかなどについてお伺いします。

また、この母親が1995年当時に自分の子の首を絞めて死亡させているということや、現在無職であるという状態を考えてみても、不安定な精神状態を抱えてきているのではないか、母子家庭の暮らしをどのように維持されてきたのかなど、気にかかる点があるわけです。次世代育成支援行動計画の中にも、母子家庭などの自立支援の推進を挙げ、相談、支援体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めていくと明記されているところですが、地域の母子家庭の実態把握に努め、精神的ケアや経済的支援の強化を図っていただくよう求めますが、いかがでしょうか。

それから、昨年4月から児童虐待の相談窓口が市町村にも移ると聞いていましたが、整備状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

それから、雪害対策についてです。地域の実情に沿った除排雪体制を目指し、行政と町内会、業者の話し合いの場を新年度に実施すると答えていますが、いつごろ実施されるのかお伺いいたします。

また、今日までの除排雪費、苦情、相談件数及び主な内容、ボランティア活動の状況についても御報告を求めたいと思います。

2回目の質問にかえさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） それでは、各種委員会、審議会委員への女性の登用率についてお答えを申し上げます。

これは、平成17年8月1日現在における女性の登用率でございますが、24.3%となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

五所川原地区の2月21日現在の苦情、要望件数でございますが、平年に比べ雪が約1カ月ほど早く降ったことによりまして、2,170件で、前年より200件程度多く寄せられてございます。

また、除排雪経費ということでございますので、3地区合わせまして予算総額6億1,700万円に達してございます。そして、経費でございますが、2月26日現在で4億8,800万円の見込みとなっております。

それから、町内会、それから除排雪業者、行政の話し合いの時期についてでございますけれども、除排雪業務につきましては、行政だけの取り組みだけでは限界がございます。地域住民、委託業者、行政が一体となって除排雪作業に取り組んでいくことが必要

でありますということから、五所川原地区では平成15年度に雪懇談会を開催してございまして、地域住民から出されました意見等を地域雪寄せ場事業や除排雪作業に反映させてございました。

議員御質問の町内会等の3者の話し合いの時期でございますが、今年度は合併等によりまして3地区の除排雪業務に差異があるため、合併後新たな取り扱いに統合するということになってございまして、検討しておるところでございますが、ことしの平成18年の11月ころには開催したいというふうにして今進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） 今冬の豪雪に関する各種団体の除雪のボランティアということでございます。まず、五所川原市東高校、これは高齢者のひとり暮らしの除雪関係でございます。それから、市浦の商工会青年部でございますが、これはアトム保育園の屋根の雪おろしなどでございます。それから、市浦中学校、こちらは高齢のひとり暮らし宅の除雪関係でございます。それから、五所川原市消防団第1分団でございます。これも高齢者のひとり暮らし宅45件訪問いたしまして除雪をしてございます。それから、つがるライオンズクラブ、こちらの方は中央小学校の関係の除雪でございます。小学校の正面玄関前の除雪でございます。それから、平和町町内会、それから本町商店街振興組合、それから三輪小学校PTA及び毘沙門小学校PTA、これは通学路の除排雪でございます。その他、個人でございますが、秋田善七さんという方が毎年南小学校付近の除雪を実施してございます。

以上、ボランティアということで御報告いたします。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 要保護児童の把握について、母子家庭と限られたものではございませんけども、これの早期発見や適切な保護の推進には医療、保健、それから福祉、教育、警察等の保護に係る機関相互の連携、いわゆる虐待防止ネットワークの組織が最も重要でございます。これらの機関の関係者で組織します子どもの幸せ推進会議、これについて合併に伴いまして再編し、年度内には第1回目の会議を開催する予定となっておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。

御指摘のあった男女平等教育については、市内の各学校ともそうした視点で取り組んできておりまして、年々男女平等学習というのは私は浸透してきていると、そう思って

おります。現在混合名簿を使用している学校は25校中6校ということで、少し少ないような状況でありますけれども、これはあくまでも事務処理上便宜的な対応であって、そのほかの学校行事とか、あるいは日常の教育活動においては男女混合による班の編制とか、あるいは教育の諸活動が行われておるわけで、またこのリーダー等の役割分担も男女というこだわりではなくて、一人一人の個性とか才能を尊重して現場では決められているようであります。また、技術家庭科とか社会科、あるいは道徳、こういう授業の中でも男女平等というものを意識した学習を日常的に今行われきておるわけであります。

また、子供の敬称については、あえて「さん」で統一をしているわけではありませんけれども、ただ人権的な視点で子供の名前を呼び捨てにはしないということで、自然的に「さん」と「君」で呼ばれておると、それがもう現場の実態だと思います。教育委員会としても、子供たちへの男女平等の意識をより一層高めていくために校長会、あるいは学校訪問時にいろいろまた指導していきたいと、そう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 男女共同参画社会の推進についての中の管理職への女性登用についてお答え申し上げたいと思います。

市ではこれまでも男女共同参画社会の実現、あるいは推進に向けまして各種施策を行ってまいりました。その結果、成田市長が就任した平成9年度の病院の医療職を除く女性職員の係長級以上の役付職員は19名でしたが、その後積極的な登用を図った結果、今年度は72名、うち課長補佐級は9名、課内室長級は5名、参事級は1名となっております。今後ともより多くの能力のある女性職員の管理職への登用につきまして意を用いてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（葛西ノリエ議員） 3回目の質問に入らせていただきます。

各種委員会、審議会の男女比率が24.3%、徐々に上がってきているような状況もありますけれども、今までも言ってきたように、この中身を指摘してきました。一つの委員会なり各種審議会に女性がどっと入ると、そのことでパーセンテージが上がってこれまでも来たわけなんですね。そういう配分の仕方ではなくて、一つ一つの審議会、委員会に女性の比率を高めていただきたい、そういうふうに改善を求めてきたこれまでの経緯があったわけですが、なかなかそのことが改善されないように今日も来ております。ですから、これからその辺に気をつけていただいて、改選期には一つ一つの審議会

なりの男女の比率を高めていただくようお願いをしたいと思います。

それから、男女混合名簿の実践状況、6校ということですがけれども、まだまだこれは意識、頭ではわかっているけれどもなかなか日常生活の中でどう生かしていくかとなればかなり時間がかかるものだというふうに思っていますので、常に話題に上らせていただきながら論議をして、なぜこれが必要なのかといった、そういった話し合いを各学校で深めていただくよう、御指導のほどどうかお願いいたします。

それから、「さん」の呼び方ですがけれども、私がこの議員になってきたときに「君」と呼ばれたわけですね。そうしたとき非常に違和感を感じました。やっぱり日常生活の中の暮らしでの日常会話とこの議場の中での特別な使い方ですね、用語、非常にそれが違和感を感じて、やっぱりそれが各自治体でも話題になりまして、「君」でなくて「さん」を求めたり、現在では「議員」という、そういう呼び方が普通になってまいりました。時代によって呼び方も意識も変わっていくんだなというふうに思っていますので、ぜひとも学校の中でも「さん」というようなことで統一されてもいいんじゃないか、このことでも話題を深めていただければというふうに思っております。

それから、新たに質問といたしますか、考え方を述べたいと思いますけれども、社会的、文化的につくられてきた古い家族間や男性像、女性像は、男性たちを過労死するまで過酷な労働環境へと追い込み、家族との団らんの時間や地域での活動の機会を奪ったりしてきました。他方で女性たちも余裕なく働く男性たちには育児への協力を求めることがなかなかできず、一人きりで育児に悩んだり、社会的な活動への参加を阻まれて孤立感を強めることにもなりました。こうした極端な状況を解消して、女性も男性もその人らしく生きられる社会を目指そうというのが男女共同参画社会の実現ですから、合併により後退することがないよう積極的に進めていただきたいと思います。

それから、次世代育成支援行動計画の中身に入りますけれども、質問と答弁がちょっとかみ合わなくてですね、当市で起きた事件について行政では発覚する前に何らかの情報を得ていたのかわからなかったのか、そうしたことについてお聞きしたわけですがけれども、その辺がちょっと返ってこなかったように思います。それで、今連携体制は子どもの幸せ推進会議、そこの部分で連携がとられているかと思うんですがけれども、この傷害事件の中身を見ますと昨年11月に110番通報がされていると、それで中学校にもこれを照会しているという中身になって、児童相談所にもそのときに連絡がいつていると。連携体制がうまくいっていれば、行政もそうした時点で把握される機会があったのではないかなというふうに思うわけですがけれども、その辺は何かつかんでいるのかいないのか、連絡が来ていなかったのか、その辺についてもう一度お答えをいただければなとい

うふうに思います。

それから、次世代育成支援行動計画が新しくできたときにですね、これを市民に周知徹底をしていくためにも、計画のダイジェスト版でもいいですから、そうしたダイジェスト版の配布は可能かどうか、その辺についてお答えをいただければというふうに思います。

雪害対策についてですが、行政と町内会、業者の話し合いを11月ごろ、18年の11月ごろ設けていくというお話をお聞きいたしました。できる限り小単位で対応していただきたいというふうに思います。多くても2地区とか3地区ぐらいに分けて、個別にですね、話し合い、身近に話し合いができるように進めていただければなと思います。そうした中でいろんな課題が見えてくるかと思えます。例えば苦情相談件数が2,170件、非常に多いわけですが、なぜ毎年毎年これほどの相談件数が起きているのか。一つ一つについて、除雪に来てほしいとか、来てほしくないとかいろいろあるみたいですが、その中でも家の前のかたい雪をどうするのか、これはずっと相談の内容に出されてきたことなんですけれども、行政ではやり切れないといったようなこれまでの答弁であったかと思えます。そうすれば、この話し合いの中でこれからその部分をどうしていくのか、ボランティア活動で担っていくのか、何らかの対応が必要ではないかと思っています。高齢者がふえていきますし、その辺の対応をもっときちんとした形で進めていくべきではないかなというふうに思っていますので、その辺をよろしく願いいたします。

以上で3回目の質問といたします。答弁をお願いします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） 各種委員会などへの女性の登用についてお答えを申し上げます。

確かに審議する案件によっては、女性が多数を占める委員会やほとんど男性で構成される委員会もございます。また、就任依頼をお断りになる女性の方もあること、それから就任されている女性委員は各種委員会を兼務されている方が多いのが現状であるなどなかなか難しい面もございますが、目標達成に向けまして関係部課に女性登用を積極的に働きかけますとともに、人材の発掘方法など検討してまいりたいと、こう思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

話し合いの場につきましては、3地区ございますので、それらの部分とこれからいろいろ検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） お答えいたします。

今回の事件に係る情報については、福祉部としては事前に把握してございませんでした。今後関係機関と連携を図りながら情報等の交換を通じて事前把握に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって葛西ノリエ議員の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時14分 再開

○副議長（田中賢一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

なお、27番伊丸岡勇議員から、都合により会議に出席できないため一般質問の通告を取り下げたい旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

それでは、40番工藤善司議員。

○40番（工藤善司議員） 一登壇一

日本共産党を代表して質問させていただきます。平成16年の通常国会、第59回の国会で武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これが国民保護法という法律です。国民保護法は、平成15年の通常国会第56回国会で成立した武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、この事態対処法ということによって速やかに整備することが予定されていた法律でございます。国民保護法の目的は、武力攻撃事態と武力攻撃の予測事態において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民の生活等に及ぼす影響を最小限にするため、国、地方の公共団体、指定公共機関等の責務を初め、住民の避難に関する措置、住民の救援に関する措置、武力攻撃災害の対処の措置について定めることにより、国全体の万全の態勢をすることにあるとしてあります。長いな。

今日の国際社会において、戦争を発生することは低くなっていると言えますが、反面部分的にテロ等に対する関心があることも事実です。閣僚の中には中国の猛威だと言っている者もあります。また、つがる市の車力にXバンドレーダー電波探知機を設置することもあります。今回全国的に基地反対闘争が盛んに行われております。これらの社会状況のもとで政府は各市町村に対しても国民保護の計画づくりを求めています。地方

自治の介入を強めており、五所川原市でも受けていると思いますが、総務課、国民保護計画策定事業、予定予算では35万5,000円出ておりますけれども、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき策定するものとあります。基本法では、有事とは武力攻撃事態として、1、上陸攻撃、2、航空攻撃、3、ミサイル攻撃、4、ゲリラ攻撃に加えてテロ攻撃もその対象としております。政府自身も1、2の問題はほとんど想定されないという見解、3、4についても現実性がないと疑問視しております。非現実的なものに対応が迫られているのではないのでしょうか。

そこで質問。県でも平成17年10月に国民保護計画事業が概要案として出されておりますが、当市においてもされると思いますが、協議会方式で行われると思うが、市職員のほかにもその協議会の中に入れるのかどうか、費用はどんな内容に使用するのか、お答えしてほしいと思います。

もう一つ、有事は非現実だと思っておりますけれども、その点が市民に理解が得られる計画案が得られるのかどうかをお答えを願いたいと思います。

以上です。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 工藤議員の国民保護法の市の取り組みについてという点についてお答えしたいと思います。

いわゆる国民保護法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律は、工藤議員が御指摘のように、事態対処法と相まいりまして国においてつくられた、措置されたということですが、武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活、国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体の責務、住民避難に関する措置等を定めることで、もって武力攻撃事態の対処措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする法律でございます。

また、この法律の施行によりまして、市町村は区域内におきまして国民保護措置または緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有するということになったほか、国の基本方針及び国の国民保護計画に基づきまして、市町村といたしまして国民保護計画を策定することが義務づけられております。

こうした法整備の背景を受けまして、県では今年度中に県の国民保護計画を策定することとしてございまして、市町村には平成18年度を目途として市町村の国民保護計画を策定するよう要請しているところでもございます。それもありまして、当市といたしまして来年度中に国民保護法に基づく五所川原市国民保護対策本部、仮称ではございます

が、これを設置いたしまして、同本部において五所川原市国民保護計画を策定する予定でございます。

先ほどその構成員ですか、というお話とか、それから市民に理解が得られるのかということでございますが、冒頭申し上げましたように、国なり県の指針に基づいて、方針に基づきまして市町村が策定しなければならないというものでございますので、当然市町村の住民の理解が得られるような形で策定されることになるかと思えます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） お答えをいたします。

先ほどの質問の中で35万5,000円の予算ということでございます。この内訳でございますけれども、ただいま助役が御答弁申し上げましたように、本部を設置することによる委員の報酬及び計画書の印刷代合わせて35万5,000円ということでございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 40番。

○40番（工藤善司議員） 大事なところ忘れたんですよ、助役さん。もう一回言いますか。

これは嫌だところだよな。何回も同じこと言うのも失礼かと思えますけれども、非現実的な、皆さんはどう思っているかわかりませんが、日本の国にどこの国かが攻めてくるんですか。それもしあったら挙げてほしいんです。それともないんですか。これは、県でもそういう質問した人いたらしいんだけど、余りいい質問でもないし、答弁する人も大概困ったそうですが、ここを抜くとこの国民保護法が骨抜きになってしまうんです。私の質問した最初、これは議事録に載せるなというメカニズムが、ここの基本ここだと思えます。何も無いものに、杯に酒が入っていないのに飲むのと同じでしょう、これは。お客が来ないのに料理をつくる。助役さん、これ逃げたんですよ。答弁しがたいでしょう。しなくてもいいけども、気持ちがあったら教えてください。

もう一つ、総務部長、これは協議会みたいなものやるんでしょうけれども、外部からも人が入るんですか。特に自衛隊が入るとか、あるいは警察が……女性もですか、そういうところ入るのかどうか。まだこれからということになってはいますけれども。だけど、35万円というのは非常に高い金ですよ。高くありませんか。今度説明会で御飯出さないですけども、年間23万円、飯の方が会議よりかも大事でねがなと思ってるんですけども、ぜひ削って、20万円ぐらいでも削ってやった方がいいんじゃないですか。しかも、20万円でも35万円でもそれはいいとしても、前提がはっきりしない議論、こういうところでそういう協議会を開いてやるということは、これはさっきも言ったけども、非常に

お困りになるんじゃないですか。行き先がわからなくて歩いているようなものじゃないですか。それじゃもう一つ聞くけど、これは条例化か何かになるんですか。

とにかく座ります。2回目。

○副議長（田中賢一） 助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 具体的な脅威とといいますか、そういうのがないのにというお話でしたようですが、それにつきましては法律の制定段階でもいろいろ議論があったかと思いますが、国の方で基本指針というのを出しておりまして、攻撃事態の想定については一概には言えないが、先ほど工藤議員が申し上げた四つのパターンがあるだろうと、いわばその危機管理という形でこういうのが法制度化されて、その中で市町村が責務を負うということになっておりますので、これは法律に基づいてやらなければならない義務になっているということで理解しております。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） お答えをいたします。

まず、五所川原市に防災会議というものがございまして、この機構図の中では、いわゆる会議に入ってくる方でございますが、これを見ますと指定地方行政機関、それから青森県知事部内の職員、それから青森県警察の職員、市の職員、それから教育長、消防団長、消防長、それから指定公共機関の職員、それから指定地方公共機関職員、こういう防災組織のメンバーになってございますので、これを基本に考えてございます。

なお、自衛隊ということのお話がございましたけども、こちらの方で要請をすれば自衛隊の方でも加わるということもございますが、現時点では自衛隊を入れないという考え方で進めてございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 40番。

○40番（工藤善司議員） 全国的には23県がこの素案みたいなのをつくっているそうです。訓練というんですか、そういうのをやっているところもあるそうですが、これは二つだけ例を、よく小学校の生徒を避難先に連れていくということもあるそうです。これは千葉県の場合ですが。それから、民間の問題を、借りるって言うんですか電気でもガスでも、これは公共機関になるんですか、そういうところを貸してくださいよ、いや、だめだよ、そういうときもあり得るんじゃないかと思うけれども、今の助役さんの答弁では、これは法律の基本法で決まっているんだから、そういうところで私のところはだめだよと言っても、こういう問題は通用しない状態じゃないかと思うんです。通用しない。あのおやじごんぼほってるんじゃないかと、その程度でやられてしまうというのは、これは県

のあれでも人権の尊重とかというの書いたりしていますけども、そういうところ通用しないものじゃないかと私は思うんです。それだけ強いものじゃないでしょうか。一たん戦争が始まったら……始まったらというのはこれはまたちょっと変な話ですけども、そういう事態になったときにあなたのうちを貸してください、ここをどうだとかというときに、だめだとか、だめでないとかって通用しない状況になるんじゃないかと思うんですけども、助役さんの答弁ではそういう姿勢が非常に強いような感じがしておりますけれども、これはちょっとこういう、これ大した尊重していいこと書いていますよ。こういうの見てもしようがないんですが、お年寄りを大事にするとか、そういうのちゃんと項目書いていますよ。ぜひそういうようなこともあるんで、これそのまま国の法律を基本だとか、これはもうこうなっているんだというような形でいくんじゃないかと、といっても私は法律家でもないし、国家権力とっているわけでもないんで、そういう点の配慮というのは必要になるんじゃないかと。そうしなかったら理解できないと思いますよ。助役さんとちょっと話、ちょっと一、二秒ぐらいいいかな。職員の方でも国民保護法って何ですかって、これは課長級です。それだけまだ理解を得られていないのに、市でそういう国民保護法案をつくって、そういう市の保護法案というんですか、それをつくってそれを適用していくということになれば、それを実践していく段階には非常に無理が生じる問題じゃないかと思うんです。ぜひそういう点の配慮を願って作成するというんだか、協議会を開く、そういう方向で考えていかなければいけないんじゃないかと思えます。

これで終わります。

○副議長（田中賢一） 助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 工藤議員今おっしゃった件につきましては、災害という異常な事態になるわけですので、当然国民の権利というか、それとの兼ね合いが出てくるわけですが、その基本指針におきましては、基本的人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものにするというふうなことで、なおかつ公正かつ適正な手続で行えと。それから、特に市町村の場合は警報の伝達とか、避難誘導とか、救護とかという場合が出てくるわけですが、特に高齢者、障害者の方に配慮しなさいと、そういう形で基本方針が出されていますんで、それにのっとった形で事務を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） 申しわけございません、先ほど答弁漏れございましたので。

条例を制定するのかという御質問ございましたけども、条例は制定いたしません。
以上でございます

○副議長（田中賢一） 以上をもって工藤善司議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○副議長（田中賢一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時35分 散会

平成18年五所川原市議会第1回定例会会議録(第3号)

議事日程

平成18年3月7日(火)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(44名)

1番	原田	寛	議員	2番	加藤	磐	議員
3番	阿部	春市	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	松野	武司	議員	6番	桑田	茂	議員
7番	木村	博	議員	9番	伊藤	永慈	議員
10番	田中	昇	議員	11番	寺田	達也	議員
12番	稲葉	好彦	議員	13番	櫛引	ユキ子	議員
14番	葛西	ノリエ	議員	16番	三和	均	議員
17番	工藤	誠一郎	議員	18番	寺田	武造	議員
19番	野呂	國四郎	議員	20番	三和	孝治	議員
22番	秋元	洋子	議員	23番	高杉	利彦	議員
24番	山口	孝夫	議員	25番	笠井	幸市	議員
26番	磯辺	勇司	議員	28番	平山	秀直	議員
29番	笹山	精喜	議員	30番	相澤	治	議員
31番	平山	則雄	議員	32番	島津	典明	議員
33番	中畑	藤雄	議員	35番	川口	隆	議員
36番	中谷	秀八	議員	37番	福士	寛美	議員
38番	川浪	茂浩	議員	39番	木村	清一	議員
40番	工藤	善司	議員	41番	葛西	収三	議員
42番	工藤	武則	議員	43番	吉岡	浩	議員
44番	葛西	敬太郎	議員	45番	成田	長代	議員
46番	濱田	春士	議員	47番	三渦	春樹	議員
48番	長谷川	清勝	議員	50番	前田	清勝	議員

欠席議員（４名）

8番 外 崎	茂 議員	21番 古 川 幸 治 議員
27番 伊丸岡	勇 議員	34番 田 中 賢 一 議員

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者 助 役	雨 森 康 夫
収 入 役	鳴 海 義 男
総 務 部 長	山 田 晴 雄
財 政 部 長	三 橋 俊 一
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	蒔 田 弘 次
建 設 部 長	笹 森 英 志
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	原 慶 之
水道事業所長	須 郷 純 彦
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 部 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会 事 務 局 長	木 村 隆 一
農業委員会会長	秋 田 嘉 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	三 上 裕 行
財 政 課 長	工 藤 勝 美
企 画 課 長	横 山 敏 美

市 民 課 長	野 宮 建 司
保 護 福 祉 課 長	小 山 内 健 造
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	櫛 引 和 雄

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員44名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、28番平山秀直議員。

○28番（平山秀直議員） 一登壇一

おはようございます。平成18年第1回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、三位一体改革と地方議会としての対応についてであります。地方自治体の自主性を高めることで住民サービスの向上と行政の効率化を目指す三位一体改革は、ある程度決着をし、4.7兆円規模の補助金改革と3兆円規模の税源移譲が実現することとなりました。三位一体改革とは、国と地方の税財政のあり方について、地方向け補助金の思い切った削減、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しという三つを同時に行い、地方の自主性を高めるための改革と言われております。補助金改革は4.7兆円の規模で行われ、それに伴って国から地方へ3兆円の税源移譲が行われました。それによって地方は、税源が移されたものについてどこにどう振り向けるか、差額の分については廃止も含めどう事業を見直していくか決断を迫られております。また、地方交付税は、総額で5.1兆円を減らす予定となっているようであります。

そこで、当市ではこの三位一体改革についてどのように認識し、どう今後対応していくか、その見通しについてお伺いいたします。

次に、第2点目として具体的にお伺いいたします。まず、介護施設についてですが、例えば特別養護老人ホームなどの介護施設整備に対する補助金が廃止されましたが、税源移譲されたわけですので、どれだけの施設を整備するか、公立だけでなく民間の社会福祉法人への助成も含め、何をどれだけつくり、何に支援していくかは県が独自に判断していくこととなりました。その判断には関係市町村の意見が重要となります。

で、この点当市ではどのように考えているか、その見通しについてお伺いいたします。

次に、保育所についてであります。これも市町村への補助金が廃止され、税源移譲されますが、保育所の整備について市町村に責任と権限が与えられたということです。保育所や幼稚園の実情をよく見て、公立、私立の役割分担も含め、その地域のニーズに応じた効率的なあり方をよく考えて対応していく必要があると考えますが、この点どう考えているか、今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、児童手当と市営住宅についてであります。この2点については再質問でお伺いすることにいたします。

続いて、地方改革についてであります。国で閣議決定された行政改革の重要方針の柱となるのは、事業仕分けだそうであります。公務員が携わる仕事について、一つ一つ本当に必要なかどうか、だれが行うべきなのか、民間に任せることはできないのか、そういうことを仕分けして効率化を図ることが重要となります。そこで、三位一体改革による行政改革についてどのように考えているか、その見通しについてお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、子供の安全を守る取り組みについてお伺いいたします。この問題は、昨年定例会で取り上げましたが、今後総合的に学校、PTA、地域、警察、消防などの機関が連携して子供の安全を守るために実効ある施策を進めていく必要があります。

そこで、第1点、学校の防犯力強化についてまずお伺いいたします。一つは、防犯笛は対象はどうなっているのか。二つ目は、通学安全マップの作成は毎年見直しをしておられるかどうか。三つ目は、防犯訓練や防犯教室の実施状況はどうなっているか。四つ目は、学校と警察の連携や各教室と職員室間の非常通報装置の整備状況はどうなっているかお伺いいたします。

次に、第2点、地域社会と子供の結びつきについてお伺いいたします。一つは、子ども110番の家の掲示の機能が十分発揮されるよう、子供たちと子ども110番の家の関係者との直接交流を重ねるなど、運用の改善が図られておられるかどうか。二つ目は、学校施設周辺や通学路の巡回として、子供の安全パトロールカーの状況はどうなっているか。三つ目は、学校職員とPTAで実施されているスクールガードと警察官OBで構成されるスクールガードリーダーの実施状況はどうなっているかお伺いいたします。

次に、第3点、児童虐待のない地域づくりと防犯まちづくり推進計画についてお伺いいたします。第1点は、児童虐待防止市町村ネットワークの状況はどうなっているか。二つ目は、児童虐待またはそのリスクのある家庭の早期発見のため、育児支援、家庭訪

問事業の実施状況はどうなっているか。三つ目は、防犯まちづくり推進計画の策定状況はどのようになっているかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりますが、項目が多岐にわたっているため、御答弁は簡潔、明快にお願いし、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 平山議員御質問のうち、三位一体改革に係る認識と対応について御答弁申し上げたいと思います。

三位一体改革は、国から地方への構造改革の最大の柱でございまして、真の地方自治の確立に向けた地方分権改革であるというふうに考えております。また、三位一体改革の推進が地方の自主性、自立性を高め、活力に満ちた個性ある地域社会の実現のために大きな役割を果たしていくことを強く望んでいるところでもございます。御承知のとおり改革の内容は、国庫補助負担金の改革、地方交付税制度の改革、それから税源移譲の見直し、税源移譲ということでございますが、三つを同時に一体で改革するものでございまして、当市におきましてもこれまでその影響を強く受けてきてございます。一方で市民の行政ニーズに的確に対応し、総合的な行政サービスを提供していかなければならないということもございまして、より一層のコスト意識や経営感覚の視点に留意いたしまして、簡素、効率化を図っていくよう現在行政改革大綱の策定とあわせまして集中改革プランの策定も進めてございます。その具現化したものを早い時期に公表いたしまして、積極的に取り組んでいく予定でございます。

また、平成18年度は、三位一体改革の第1期改革の最終年でありますと同時に、第2期改革への重要な足がかりとなる年度でもありますので、的確な情報収集に努めまして緊急度や優先度を十分検討した上で、非常に厳しい財政事情ではございますが、各種施策の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 三位一体改革についてお答え申し上げます。

初めに、老人福祉施設、それから介護施設の整備及び運営の関連といたしましては、これまで老人保護措置費として2分の1の国庫負担により事業を運営してまいりました養護老人ホームくるみ園でございますけれども、17年度から税源移譲に基づいて一般財源化されております。国庫負担が実施されていた16年度の事業実績を見ますと、1億1,400万円余りの2分の1、5,700万円ほどが国庫負担となっておりました。平成17年度につきましては、国庫負担がなくなっておりますので、すべて市費単独で支出されて

おりまして、現在の予算額で1億2,600万円ほどとなっております。

次に、施設整備の関係についてでございますが、介護保険施設のうち特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の整備に当たりましては、従来国庫補助がなされていたものでございますが、三位一体改革の趣旨にのっとりましてこれが廃止され、交付金制度に改められまして17年度に創設されてございます。当市におきます介護基盤の整備状況についてでございますが、数量的には国が示している水準を大きく上回っております。したがって、目下作成中ではございますが、平成18年度から始まります第3期介護保険事業計画においては、介護保険施設の新設は行わないとしておりまして、新たに創設されます地域密着型サービスの拠点についてもさらなる増設は見込みませんで、既存の通所介護事業所やグループホーム等を利活用していく方針でございますので、三位一体改革の影響は少ないものにとらえてございます。

次に、保育所関係についてでございますけれども、市内には現在法人の保育所が19カ所、それから旧金木、市浦地区には公立の保育所が5カ所ございます。合わせて24カ所設置されてございますけれども、その運営費といたしまして17年度予算の総額で16億7,000万円余りとなっております。保育所の運営に対しましては、国で定める基準に基づきまして、2分の1が国、4分の1が県の負担でございましたが、公立保育所につきましては平成16年度からこの制度が廃止され一般財源化されております。また、平成18年度からは、公立保育所の整備についても一般財源化が検討されておりました。今後公立保育所に対する国庫負担が全く見込めない状況にあると認識いたしております。このため県内の各自治体におかれましては、公立保育所の民営化が進められているところでございますが、当市におきましても厳しい財政状況になって、効率的な保育所の運営を図るためにも民営化について関係部局と協議、検討してまいりたいと考えてございます。

次に、若干飛びますが、子供の安全を守る取り組み、児童虐待関連についてお答え申し上げます。今後も予想されます少子化の流れに対しまして、家庭や地域における少子化対策及び子育て支援対策を迅速かつ重点的に推進するため、次世代育成支援行動計画を旧市町村それぞれが合併前に策定し、計画目標の達成に向けて鋭意取り組んでまいりましたところでございます。合併に伴いまして、新五所川原市としての計画策定が求められておりますが、現在計画素案の策定作業中でございます。この中には御質問にございましたネットワークづくり等についても盛り込む予定となっております。できるだけ早い機会に策定いたしまして、地域での子育て支援と児童虐待の早期発見、早期対応に引き続き努力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） 質問の行政改革の取り組み状況についてお答えをいたします。
行財政環境が厳しさを増す中、また合併直後の事務調整の必要など、行政改革は当市の喫緊の課題であるとともに、総務省よりすべての地方公共団体が取り組む行革プランとして集中改革プランの策定、公表が強力に要請されているところでございます。現在五所川原市行政改革推進本部を設置し、当市行政改革の指針となる五所川原市行政改革大綱とその実施計画となる五所川原市集中改革プランの策定を進めているところでございます。行政改革大綱については、既に議員の皆様にご説明申し上げており、その後実施いたしましたパブリックコメントにおいても賛意を得られたところでございます。一方、集中改革プランにあっては、本定例会の会期中ではございますが、議員の皆様にお時間をいただき、行政改革推進本部で策定いたしました同プラン案を説明させていただくこととなっております。これに御賛同いただければ、3月中旬にも行政改革大綱及び集中改革プランを正式に制定し、同下旬には県に送付し、公表することとしておりますので、その際の御助言等をよろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えをします。

子供の安全を守る取り組みについて、多岐にわたっての御質問でありますけれども、まずその質問の第1点目の防犯笛及び防犯ブザーの補充整備についてであります。この件については市内の小学生全員に対して、青森市のボランティア団体である「たすけっこの会」から寄贈をいただいて、既に実施をしておるところであります。さらに、4月の新しい1年生と2年生を対象に防犯ブザーの寄贈を申し出ていただいております市内の団体もございまして、これをあわせると新年度も小学生全員が携行して登校、下校できるという状況になっております。また、この旧五所川原地区の小学校には、1年生から3年生まで、つまり低学年の教室にすべて防犯ブザーが設置をされております。新年度は、金木、市浦地区の学校にも設置をすると、そういう予定になっております。

それから、2点目のスクールガードの設置については、これは財政的にも非常に厳しい状況にありますので設置はしておりませんが、スクールガードは設置していませんけれども、ただ児童生徒用の玄関の施錠ですね、かぎをかけておるということはもちろんですね。それから、金木小学校には防犯カメラが、そして市浦中学校にはカメラつきのインターホンが設置されておるけれども、その他の学校ではそういう防犯カメラ等の類が設置をされておりません。それで、来客用の校舎の玄関、その安全の確認、もちろん施錠もしておりますけれども、安全の確認、それから職員室とか事務室等から常

時不審者の監視の体制を強化をしていると。さらにまた校内の巡回、これを徹底しながら不審者が校舎の外でうろうろしていないのか、そういう配慮をしておるわけでありませう。そのほか保護者とか地域のボランティアの協力を得ながら外の方の巡回、校外の巡回、あるいは通学路の巡回運動も展開をしておると。内と外から監視の目を光らせているというのが今の当面の私どもの対策であります。

それから、第3点目の防犯にかかわる避難訓練については、これは市内のほとんどの学校では不審者の出没を想定した避難訓練を実施をしております。また、学校以外の場所で不審者に遭ったとき、そのときの対処の仕方、あるいはまたさすまたを使っての防犯訓練等も実施している学校もふえてきておるわけであります。警察も学校からの避難訓練とか防犯教室等への署員の派遣については積極的に対応してくれており、今後教育委員会としても警察への協力要請等の連携をさらに深めながら、学校の防犯力の強化を図っていききたいと、そう考えておるところであります。そしてまた、教育委員会としては、平成13年度に作成した学校の危機管理の手引というのがあるわけでありませうけれども、これを今見直しをして不審者に対する項目にさらにより具体的な内容に改訂した改訂版を3月中に市内の全小中学校に配付をする予定にしておるわけであります。

それから、学区内の安全マップの見直しについてでありますけれども、これは市内の小中学校25校のうち12校については子供たちの命を守るための安全対策の一つとして危険箇所の情報を盛り込んだ学区内の地図を作成をしております、12校についてはですね、具体的には、川とか線路とか、あるいは交通量の多い通学路、あるいは逆に夜に人通りが少なくなる道路、こうした情報を子供たちにわかりやすいようにまとめたマップをつくっておるわけであります。そしてまた、防犯あるいは安全意識の向上を図るために、子供たち自身にその学区内のマップを作成をさせて効果を上げている学校もあるわけあります。そしてまた、御指摘のように、安全マップをつくっている学校においては、年度ごとにその見直しをして、そして新学期には保護者にそのマップを配付するということをしております。ただ、安全マップを作成していない学校でも、危険箇所等については適宜指導をしておりますし、夏休みとか冬休みとか長期の休みに入る直前にはそういう安全指導の徹底を図っているということでもあります。いずれにしても、マップをつくっているのとつくっていないのと約半々に分かれておるけれども、教育委員会としては今後全小中学校がこのマップをつくるように、校長会あるいはまた生徒指導担当者会議等において指導をしてまいりたいと、そう思っております。

それから、子ども110番の家の運用の改善についてでありますけれども、子ども110番の家は危険回避のために子供たちが緊急避難できるということで設置をされたもので、

不審者出没の抑止力としても機能を発揮しておるところであります。五所川原市内でもここ一、二年の間に子供が110番の家に緊急避難したという事例は3件あります。したがって、110番の設置の意義というものは非常に重要だという感じを私どももしておるわけです。ただ、新興住宅地域等においては、子ども110番の家の設置が十分じゃないわけでありまして、これは学校とかPTA等を通して地域の方々に子ども110番の家の設置の必要性あるいはその意義というものを周知をして、子供たちの登下校時にさらにまた散歩がてらのパトロール等もお願いをしておるところであります。また、この子供たちに対しては、110番の家があろうとなかろうと、危険を感じたらとにかくうちへ、どこのうちでも逃げ込めと、こういう指導も徹底をしておるところであります。それから、110番についても、その機能が十分発揮できるようにさらにまた指導を強化してまいりたいと、そう思っております。

最後に、子どもの安全パトロールカーの配備についてでありますけれども、現在五所川原市においては公用車を使ったパトロールカーはございません。ただ、中央小学校あるいは栄小学校、あるいは金木小学校、市浦小学校等では、パトロール車とか子供を守る会というステッカーを父兄の車両に張って、それで登下校時に巡回をしておることがございます。また、3月8日からは市内のすべてのタクシー会社の車両に子供SOSタクシーというステッカーをすべてのタクシー会社のすべてのタクシーにこのステッカーを張って運行する予定になっております。これは、タクシー会社の協力を得ながら実施をするわけでありますけれども。したがって、子供がタクシーに助けを求めに来たときは、運転手はタクシーに子供を保護して、最寄りの警察署まで搬送していただくというシステムをきちんととりながら、子供の安全に努めてまいりたいと、そう考えております。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 28番。

○28番（平山秀直議員） それでは、再質問させていただきます。

第1点目の三位一体改革と地方の議会の対応のことについて、再質問の中ではまず、答弁あったのはいいんですけども、児童手当のことについて、これは三位一体改革ではどのように変わるのかという点をお尋ねします。

それから、もう一点は、市営住宅の家賃対策補助金、これも廃止されたわけですがけれども、新たに地域住宅交付金というのができまして、この交付金の中で家賃対策が講じられることになったのですけれども、この交付金はどのように当市の方では活用されるものなのかお尋ねいたします。

それから、第3点目は、地方行革についてお尋ねをしますけれども、先ほど総務部長の方から行革のことについてあったわけですが、その中の一番重要だと思っていて、点が全然触れられていないような答弁でして、ただ地方行革の計画はつくったと、つくると、見直しするというので、議員にも今度意見を求めるというような答弁だったんですけども、その中で、三位一体改革の中で、事業の仕分けというのが非常に重要だという点について何も触れられていないんですけども、ただ行革の節減するとか、節約するとか、そういうような視点でなくて、根本的に当市で行っている事業、この中で本当に必要不可欠な、みんな重要なんですけども、その中でも特に優劣をつけていきながら行革に取り組んでいく視点というので、事業の仕分けというのが非常に重要なポイントであるというふうにして言われているんですけども、この点が全然触れられていなかったのですね。

また、外部の人を交えた行革の意見交換というのが非常に重要だと言われております。役所の中での職員間のいろんな引っ張り合いとか綱引きの中で行革がほかでもなかなか進まない。国も現にそうだったわけですが、そういう中を客観的に、議員の意見ももちろん重要ですが、そういう中でも客観的な外部の事業についての意見というものも必要ではないかなと。そしてまた、それを公開の場できちんとチェックしていく必要があるのではないかなと思うわけです。この点どのように考えていらっしゃるかお尋ねします。

次に、通告の子供の安全を守る取り組みについて、教育長の方からさまざまに行っていると、いっぱい一生懸命やっているんだということは私もわかっておりますし、あれですけども、一応整理して、まず学校の防犯体制はどうなっているのかと、それから地域の社会と子供とのかかわりの中での防犯体制がどのようになっているのかということで、一応整理しながら考えていただければと思うんですけども、まず学校の防犯のことについて、第1点、今旧市内の子供たちには防犯笛というのが配られているわけですが、この防犯笛ですね、新しい小学校1年生の子供に交付されるんですけども、貸与されるんですけども、1年もたてば子供は壊すんですよ。壊した場合に学校でどういうふうにして対応しているのか聞いていますと、自分で壊したんだからあとは親に買ってもらいなさいというような対応のされ方をしております。なので、どこで買えばいいのかということでPTAの人たちがわからない状況にあります。できるならば、年に1回防犯笛、壊した子供さんの家では学校でその防犯笛を販売してもらえないのかという、そうすれば小学校で非常にわかりやすいと。どこで売っているかよくわからないようなので、この点考えられないものなのか、教育委員会の御意見をお伺いしたいと思います。

それから、地域社会と子供たちの関係ですけれども、さまざま地域の中でも行われて、安全マップやいろいろと、それから子ども110番の家やら、また新たに今度防犯のタクシー110番、子供SOSタクシーというのがこれから、今も各学校でこういうのがありますので利用してくださいというチラシ、案内が各小学校から子供さんたちに配られておりました。こういうのもすばらしいなというふうにして感じております。その中で、非常に見落としで、答弁にもなかったんですけども、公園の子供の遊び場のことについてお尋ねします。公園で学校帰りに子供さんが遊んだり、学校終わってから公園で遊んだりということですけども、まず根本的に遊んでいる遊具の安全点検、これはもちろん毎年見直しされているんで安全点検は当然必要なのでこれを行っていると思いますが、公園の樹木なんです、私に取り上げさせていただくのは。公園の樹木が場合によっては非常に大きい木があって、それが日陰になっていて、そこの木の日陰のところではじめや、それから不審、それからけが、いたずらとか、そういうのがあるということで、地域の人たちがもう少し見通しのいいような樹木の配列に考えられないのかという御意見があります。一部木の陰になってしまっているんで、そういうふうなところがもしあれば点検していただいて、樹木を移動して見晴らしがいいような樹木の体制にすればすぐ見ると、子供が何やっているかよく見えるというようなことで、この点を検討していただけないのかお尋ねします。

それから、第3点は、児童虐待のない地域づくりについてですけども、きのうも質問あった中で、現に新聞等でもございました。母親が中学校の子供を虐待して、またその兄弟が110番通報して、そういう事件が市内でもあったわけです。そのことについて市役所の方では認識していなかったと。過去にこのお母さんは小さな子供さんを亡くさせているというような事件でございます。この点非常に私は残念なのは、役所の方では認識していなかった。1年前に市町村ネットワークをぜひ設置して役所、それから警察、それから児童相談所、病院、こういうところがきちんとネットワークを結んで定期的に連絡会を開いて進めたらどうだという意見を述べさせていただいて、きょうの答弁では今後やるというような、早目にやるというような答弁でございました。何となく心もとないわけです。やはりこれほど全国的に毎日のようにいろんな子供の犯罪、それから虐待、こういうのが起こっている中で、やはり役所も市内のこういう事件があったことを後で知ったというような認識ではなくて、もう少し関与して積極的に取り組む姿勢が必要なのではないかなというふうにして思うわけです。この点もう一度その姿勢についてお尋ねして再質問を終わらせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） 行革に関しましてお答えをいたします。

まず、御質問の事業の振り分け、いわゆる優先順位という御質問については、まずこれにつきましては予算編成段階では予算査定において実施をしてございます。第一義的にはそれぞれの各部門、部署に優先順位をつけさせていただきます。

それから、行革の民間の意見の取り入れということでございますが、これは先ほども御答弁いたしましたように、広報、それからホームページで公表し、意見を募集したところでございまして、やはりこれは非常に大事だということ認識ございますので、行革への一助とする考え方でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（木村一善） 児童手当についてお答えいたします。

今国会に提案されております児童手当制度の改正案は、次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から、児童手当制度における支給対象年齢の引き上げが予定されており、またできるだけ多くの人々を対象とするため、支給率がおおむね90%になるよう所得制限額の引き上げを行うこととしております。具体的には、従前の小学校3年修了までの支給が今回の改正案では小学校修了、これは小学校6年生でございます。までの支給を拡大することになり、約1,900人程度の児童が追加対象となるものと思われまます。ただ、先ほど御質問にありまましたとおり、三位一体の改革によりまして、児童手当制度の拡充とあわせまして地方費用の負担がまた増大してまいります。今後とも国の制度を踏まえながら速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

市営住宅事業についてでございますけれども、公営住宅家賃収入補助金は税源移譲すると、それから公営住宅家賃対策補助金の縮減等により、歳入減は否めません。今後の市営住宅事業計画におきましては、先日阿部議員の方にもお答えしたように、事業者の裁量で事業を実施できるということでございますので、事業計画そのものに対する影響はさほどないものと考えてございます。

次に、遊具の安全管理につきましては、毎年4月上旬、それから夏休み前の7月中旬、11月中旬の3回の定期点検とパトロールをした際に遊具を点検してございます。その際、破損等のあるものについては、修繕できるものは修繕し、老朽化等により危険性がある

ものにつきましては速やかに撤去してございます。今後も定期的な点検を実施し、遊具の安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、公園の樹木を移植したことがあるかと、移植してはどうかということでしたが、いじめ等とかそういうのがあったという報告は私どもの方では受けたことがございませんでした。管理に当たっては定期的に枝払いを実施して公園等の支障にならないよう、また見晴らしがよくなるようにこれからもしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（葛西 皓） 防犯笛が壊れたりなくした場合の補充というお話でございますが、現在たすけっこの会からおよそ4,400個の寄附をいただいております。また、そのほかの団体からも寄附をいただく予定でございますので、十分補充できる数でございますから、子供たちにはそういう場合は補充してまいりたいと、こう思っております。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） ネットワークづくりについてお答えいたします。

これについては、現在準備を進めておりまして、今月中には1回目の会議を開催したいと考えてございます。また、次世代の計画策定に当たりましては、まず保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本認識のもとに子育ての意義について理解が深められ、かつ子育ての喜びが実感されるように配慮する形となっております。また今後も引き続き関係機関と連携をとりながら、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） 防犯笛の補充は、これは十分に在庫ありますから、申し入れればいつでも提供しますけれども、ただ私が一番心配しているのは、防犯笛を持ったから、防犯ブザーを持ったから自分の身を守れるのかと、しかも小学生の子供たちがですね。仮に強引に車に連れ込まれたとした場合に本当にその笛吹けるのか。大人でもなかなかできないのではないかなという、そういう心配がありますので、ここは今学校でもしょっちゅう訓練を積み重ねをして、自然にそういう形でいけるような、そういう意識をきちんと持たせるということでやっています。だから、私ども持ったら安心だということではなくて、それを本当にまさかのときに使えるかと。青森市内では、それ使って助かった子供あるんですよ。そういうケースもあるので、とっさのときに使えるような心構えをきちんと植えつけていきたいと、そう思っております。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、5番松野武司議員。

○5番（松野武司議員） 一登壇一

皆さんおはようございます。平成18年第1回定例会での通告の一般質問をいたします。

第1点目の第一中学校の建設にかかわる規約についてですが、私はさきの12月議会において、今回の工事に指名入札に参加された業者の中に建設業法に触れる業者が指名されているので、入札の見直しや無効を訴えたのですが、理事者側の答弁では全く法令には違反することがないとの答弁が繰り返されました。その後、私は再度国土交通省建設業課の担当の方に今回の入札の経過を述べ確認したところ、私が述べたことが事実なら契約された業者は法令違反だとの回答をいただきました。その後、県の管理課に契約された業者の実態調査をしていただきました。そして、調べた結果、今回落札された業者の中に法令違反をしているとの報告があり、県の管理課では早急にその業者に事情聴取をするということでした。法令違反というのは、私が指摘した、技術者が1人しかいない状況では、今回のような大規模な公共工事を請け負うことができないということです。そして、県の指導により2月10日にその業者は県の管理課に出向き、指摘された技術者の追加申請を2月1日付で提出して受理されております。当市の管財課にも2月2日に技術者の追加申請を出されております。このように国土交通省、青森県が法令違反という結果を出しているのです。そして、その指摘された業者も違反を認め技術者の追加をしているのです。しかし、先ほど言いましたが、私が12月議会で一般質問や建設常任委員会委員長報告に対する質問や反対討論などで違法行為になると指摘したにもかかわらず、財政部長や建設部長の答弁では全く法令違反はないと答弁がされてきたわけです。

また、採決に当たっては、一議員から賛成討論が出され、当該工事に関する指名、入札等についてはいずれも違法性がなかったことや条文等の解釈の考え方も問題がないなど、適正な行政事務の執行であったと力説しておりました。また、違法か違法でないかの解釈は、最終的に地方自治の本旨にのっとって五所川原市議会が判断するのであると言い、議案を可決していただくよう述べております。このことによって、12月議会において第一中学校の契約の議案は10名の議員の反対、36名の議員の賛成多数で可決されたのです。もしも理事者側の虚偽の答弁や一議員の不適切な賛成討論がなければ、この議案に対する議決に賛成した議員36名の判断はどうであったのでしょうか。違法か違法でないかの解釈は、五所川原市議会の判断でいいのでしょうか。日本の国が定めた法令を遵守し、地方自治の本旨に従ってその使命の達成に努めるのが我々議員の責務だと思うのであります。よって、理事者側の虚偽の答弁や不適切な賛成討論によって議会の採決に

多大なる影響を及ぼし、法令違反を犯した落札業者との契約に至ったのです。これにより当市の議会も大きな汚点を残すことになり、市民から当市の議会への不安感を抱かせることになり、当議会も今回の問題については今後徹底的な調査をする必要があると思います。

まずは、これまでになぜこういうような事態になったのか、今後はどのような判断をして対処していくのか。本来は市長に答弁していただきたいところですが、今回の議会も不在ということなので、助役また関係部長に明確な答弁を求めます。

次に、第2点目の行政倫理についてですが、さきの議案説明会の際助役が説明された職員の疑惑の投書について、いろいろ調査した結果、事実無根だとの報告がありますが、このことにつきましては多くの市民の皆さんが疑念を抱いたでしょう。我々議員にも再三送付されてきました。そして、市議会に対しても不信を抱いている内容等が記載されております。非常に残念な思いをしているのは私だけではないと思います。この投書は、内部告発のようですが、大変詳しい内容を知っているような感じがいたします。今国会の予算委員会でのガセネタ問題のようなこともあり、確かな証拠があるならばそれを出して訴えるべきではないかと私は思うのであります。

そしてまた、このことだけでないと思います。当市の行政への不信感があるのではないかと推測されるわけです。公務員として自覚を持ち、当たり前のことを当たり前に行政を執行するという心構えが必要なわけです。

そこで、私は公務員倫理条例や職員倫理条例などを制定し、公務員としてのなお一層の自覚を保持し、市民に不安、不満のない公正、公平な行政の執行に尽くしていただきたいと思います。当市では、五所川原市職員服務規程などがありますが、他の市では倫理条令を設けているところが多くあります。これについての当市の考えをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 松野議員の御質問のうち、倫理条例の制定につきまして御答弁申し上げたいと思います。

国におきましては、国家公務員倫理法が平成11年に制定されてございまして、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務員に対する国民の信頼を確保すべくというふうな規定になってございます。また、県でも平成12年に倫理条例を制定しているところでございます。

一方、五所川原市の職員の関係ですが、職員につきましては、松野議員御指摘のように、地方公務員法の規定によりまして信用失墜行為の禁止、あるいは守秘義務等、厳しく含みが定められており、違反しますとそれぞれの処分の対象になることになってございます。また、市の条例におきましても、一般サービス違反のほか、自動車事故等公務外非行関係について懲戒に関する条例を制定してございます。しかしながら、御指摘の職員の倫理条例につきましては、これまで規定を設けていない、制定をしていないという状況にございます。全国の自治体の状況を見ますと、全国においては制定している市町村もございます。ただ、県内の市ではまだ制定しているところはないようでございます。今後担当課におきまして制定の必要性等を含めまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

建設業法違反の業者と契約したのではないかということのお尋ねでございましたが、12月の定例会で申し上げたとおり、指名審査、入札執行及び契約につきましてはすべて問題なく行われているものと思っております。しかしながら、契約締結後、事後的に建設業法に触れることになった業者がありましたので、そのことについて経緯を御報告いたします。

平成18年1月19日、県土整備部管理課建設業グループより、市の工事を請け負っている業者が建設業法違反の疑いがある旨の電話がございました。同26日、県庁を訪問し内容を確認したところ、五所川原市立第一中学校建設工事を請け負ったA業者が建設業法違反であったことが判明いたしました。その内容といたしましては、建設業法第7条第2号に定める営業所ごとに専任技術者を置く要件に違反するとのことでした。これは、当時当該業者は専任技術者が1名しかおらず、当該技術者が第一中学校工事現場の専任技術者として施行管理に当たることとなったことから、同法に規定する営業所ごとに専任の技術者を置くという規定に触れることとなったものでございます。市では、同号の規定はあくまでも建設業の許可を得る際の要件であり、当該技術者と現場の専任技術者を兼任してはならないとの解釈には至らずこれまで工事施行を行ってきたところでございますが、建設業法上の監督権限を有する県の見解でありますので、同31日に違反の内容について当該業者に通知いたしました。このことに対し、当該業者は2月1日に県に新たに補充した営業所の専任技術者の届けを提出し、同2日、市管財課に対しても技術者追加申請を行っております。その後、当該業者は県に出向き指導を受けており、建設業法違反については改善されて現在に至っております。市といたしましては、当該

工事に関しては、当該業者の専任技術者が常駐していることから、現場の工事施行上は何らの支障も生じてはおりませんが、法解釈の至らない点があったとはいえ、結果的に当該業者の建設業法違反を許してしまったことにつきましては、大変遺憾に存じております。このことにつきましては、深く陳謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） それでは、2回目の質問をいたします。

今回このような事態になったのは、まずは指名審査会が全く機能していないのが今回の原因だと私は思っています。どこでこの指名業者の案が出てきたのか、指名審査会の中では今回の指名業者の案に全く議論されないことも12月の議会で感じているわけです。指名入札ということに至ったわけですが、これまでにこの状態で何回も指名審査会が行われてきたと推察するわけですが、今回の指名業者の提案を出した方は反省してるんでしょうか。もしこの議場にいるならば、業者の選定したその理由をお伺いしたいわけです。

それから、建設業法第26条の技術者の選任について、今解釈の違いのような答弁をしておりますが、私があれば議会ですらこれについてただしたのですから、もっと素直に受けとめて検討していたなら、このような事態は起こらなかったのではないかと思います。行政側としても今回の契約について違法を認めたわけですから、違法が確認した時点できょうまで何もとるべき手続をされていないのはどうしてなのか。というのは、工事落札者との契約書を取り交わすとき添付されている工事請負契約標準約款に、甲の解除権、第44条の3、ここには甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるかと書かれております。そして、3項には第6条、第10条第1項第2号または第17条の規定に違反したときとうたわれております。この10条の2項、主任技術者、管理技術者、これが建設業の第26条の第2項の規定に該当する場合と、こう書かれております。明らかに今回はこれに触れているわけです。にもかかわらずこれまでに何の措置も行政側とっていないです。契約のときに、業者と交わすときにこれが添付されてるんですよ、契約書に。それがいまだに何も実行されていない。これはどういうわけなのか。このようにちゃんと書かれてるんですから、解除すると書かれてるんですから、これはやはり行政側はやるべきことではないかと思えます。これについてもなぜそういう経緯にまだいっていないのか、その辺の説明もしていただきます。したがって、この契約締結した市側としても、地方自治法施行令第167条の11の法令違反にも当たるわけです。167条の第1項、これについても指名競争入札の参加の資格というところなんで

すけども、これが第167条の11項、第167条の4の規定は指名競争入札の参加の資格についてこれを準用するとあります。167条の4の規定とは何ですかということになりますと、普通地方公共団体は特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札にかかわる契約を締結する能力を要しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできない。ということは、明らかに契約がされない、されるべきでない業者が契約しているわけです。となりますと、地方自治法施行令にも違反しているわけです。ということで、1人の技術者しかいない業者の入札参加は、五所川原市のこの契約の事務規則の第4条の9や、入札者の心得第8条の1に入札の参加資格のない者がした入札は無効とも示されております。このように地方自治法、建設業法等の法令違反、市の条例や規則違反を犯しているのです。今後どのように適切な対処をしていくのか、はっきりした答弁をいただきます。

また、これもまた何回も繰り返し指摘しているのですが、一般建設業の許可取得の落札者が4,500万以上は下請業務を出せないという建設業法があることは再三私は述べてきました。このことについても、行政側が業者をかばって手をかしてやらなければ不可能なことです。もし下請業務が4,500万以上に達すれば、明らかに建設業法違反となるわけで、これまでに4,500万以内下請業務が出ないという根拠も示されておられません。今回一般建設業の2社も契約後現場代理人等の届け出を提出しております。S工務店、これは1月の31日に建築住宅課の方に現場代理人の変更届け出を出しております。Y工務店、これは2月の7日に同じく建築住宅課に現場代理人の変更届を出しております。このように契約の時点においては、今回の工事の施工管理能力がなかったのではないかと考えられます。今後これらの問題に対してどうしていくのか、まず答弁を求めます。

それから、2点目の倫理条例についてですが、倫理条例については県外の市では制定しているところが大分あります。内容的には各市ほぼ同じ条文になっているようです。倫理の2文字は、一つの解釈しか当てはまらないからですね。私の倫理観は、純粋な心で当たり前のことを当たり前に実行することです。このことが今の時世に欠乏しているので、今日いろいろな事件が起こっているのです。公務員だけでなく、我々議員も同じだと思います。この条例は、罰則を定めることではないのです。市民が望んでいる政治や行政を構築していくためにもこの条例は必要かと考えられますが、このことにつきまして、本来は市長に答弁していただきたいのですが、助役からもう一回答弁を求めます。

以上で2回目の質問といたします。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） お答えをいたします。

まず、質問の中で指名審査会そのものが機能していないのではないかという御質問ございました。いろいろ今まで指名審査会のあり方につきましては、松野議員からもさきの12月定例会、また建設常任委員会の審議の中でもいただきました御意見、御提言、いろいろございました。これらを踏まえまして対応マニュアルを作成し、委員会の機能が発揮できるよう今後努力してまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いをいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） それでは、入札は無効という問題についてお答えを申し上げます。

まず、入札の無効につきましては、松野議員おっしゃったとおり、五所川原市契約事務規則第8条に規定されておりますが、この第8条は先ほど松野議員おっしゃったように、問題なのは第8条第1号、入札の参加資格のない者がした入札、これが無効な入札だよと、このように規定されてございます。しからば参加資格のない者というのはどういふ場合なのかといいますと、これは同じく入札者心得書の中の第1条の方に、競争入札には当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、これについては参加することができないと、このように規定されてございます。問題なのは、能力を有しない者、今の御指摘になっております当該の業者がこの能力を有しない者に該当するかということになりますが、これについては先ほども松野議員おっしゃったように地方自治法施行令の中に規定されておる条文と同じでございまして、この条文の解釈でございすけども、これは一般的制限を規定しているものであると。今こういう言葉は使われないんでしょうけども、禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者というふうになってございます。こういうことから、当該業者がこの資格を有しないという、入札の参加資格のない者というものには当たらないと、こういうふうに理解をしております。こういうことから、入札そのものについては、あの時点での入札は、私は今でも有効だというふうに理解をしております。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（笹森英志） お答えいたします。

これからどうするのかと、何もやっていないんじゃないかということでもございましたけれども、当該業者が指導を受け入れ、直ちに改善措置をとりまして、現在建設業法を遵守している。それから、先ほども申し上げたとおり、現場の工事施行上は主任技術者が欠けることなく実害は生じていないこと、以上の視点からこの建設業法違反の事実が市と当該業者との間の契約関係の維持に直ちに影響を及ぼすものとは考えておりませ

ん。また、契約の解除に当たるとも考えてございません。しかしながら、市の公共工事の施行において、法令違反を一時的にも生じたことにつきましては、先ほども申し上げましたとおり深く陳謝申し上げることでございます。法令違反を引き起こしました当該業者に対しましては、今後一層強く指導してまいる所存でございます。また、我々についても襟を正して勉強してまいりたいというふうに考えてございますので、松野議員におかれましても御理解を賜るようお願いいたします。

それから、12月議会でも答弁してございますが、一般建設業資格での請負業者である2社からの4,500万円以下と、未満であるということではございましたが、建設業の許可の手引にもございまして、一般建設業であっても特定建設業であっても制限なく、受注金額に制限がございません。ただ、4,500万を超える場合につきましては、特定建設業で持っていなければならない管理技術者がなければ、4,500万円以上の下請工事はできないということではございまして、内訳書を業者の方から提出いただきまして、その内容としては全材料を支給し、手間だけの下請、下請代金の総額4,500万円未満であるということになってございますので、そういうことでございました。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 倫理条例の制定の関係での再質問ということでございますが、職員が職務遂行に当たりまして全体の奉仕者として常に自覚しておらなければならないというのは、申し上げるまでもなく、それは地方公務員法等に規定されているところでございますが、それにもかかわらず他の市町村におきましては倫理条例というのを制定していると。それはそれなりのいろいろな事情があるんだとは思いますが、その他市、他県の状況等を検討しながら、当市の条例の制定についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） この期に及んでもまだ何かあきらめていないような感じがします。契約約款の44条にちゃんと甲の解除権、これなどもやらなければあなた方の職務の怠慢ですよ。やるべきことなんです、これは。ちゃんと書いてんだもん。これどこでくってると言えば市でくってるんですよ。自分たちがくって自分たちが実行しないというのはおかしいんじゃないの。考えられないことだね、本当に。だから、私が思うには、こういう事実が判明してしまったはんでさ、やはり業者との契約は解除すべきであるし、ちゃんとこうやって規定に載ってるんだから、それも実行してもらわねばまね。それ解除になったとすれば、入札そのものも無効なんですよ。財政部長、入札する時点

では何も問題ねって、これ選んだ自体が問題ありなんですよ。それを問題ないとかいう、そういう答弁では済まされないと思いますよ。

私は余り言いたくなかったんですけども、いろいろ言います。私もこの学校建設には一日も早く建設して、子供たちの勉強する場を早く建ててやりたいと思ってるんです。しかしながら、誠意のないあなた方の行動は、私は納得いたしません。いろいろ私も中央の省庁といろいろ電話でやりとりしているわけですが、いわゆるこれに対する交付金、補助金、この関係、どうなるのか。この契約違反をしている業者と解除になったりすると入札のし直し、もちろんやらなければだめだ。そうなると、業者との賠償問題はどうか、さまざまな問題が起きるわけです。まず原点が狂ったわけですよ。これをあなた方はこのまま仕事はさせる、それではおかしいではないですか。明らかに県からの指導によりだめだということで、違反があったという時点で、もう工事もとめなければだめなんです。それを何の手も打たない。これで皆さんはいいと思っていたんですか。このことによって万が一いろんな学校建設に不都合が起きてしまえばどうなるんですか。もっと早くなぜ手を打たないのか。私が指摘した時点でいろいろ調べて考え直すとかいろんな行動をとれば被害もまた少なく済むわけですけども、どんどん、どんどん進んでしまえば後戻りするのも大変、前に進むのも大変、どうなるんですか。万が一補助金が出ないとなったりするとどうなるんですか、これは。補助金約7億5,000万円、今回の一中の建設の予算に盛られているわけです。こうなった場合は本当にどうなるんだ。市民の税金をどうまたやりくりして使うの。だれこれ市民納得するか。なぜここまで来たか、本当に残念です。まずこれ本当に大変なことだと、今まで何も手打たないということは、あなた方の認識が非常に薄いわけです。これまでも何かそういうぐあいにやってきたから何も感じないのか。もっと真剣になって対処するべきでなかったんですか。今後どうなるか私にも先はわかりませんが、決められたことをきちんとこれから実行するのがあなたたちの責務ですよ。市長がいない行政では、答弁も的確に出てこないわけです。市長がいたならこんな問題起こらなかつたかとも思いますよ。ということは、市長がいない行政を一日でも早く解消しなければならないわけです。私だけでなく多くの方がそう思っていると思いますよ。市長がいないためにこういう問題が起きたのも事実です。そしてまた、明確な答弁がなされないのも市長がいないからです。今後のことについて、契約の解除とかそんなものを含めて、もう一度はっきりした答弁をもらいたいと思います。

倫理条例については、これから検討していただければいいと思っております。

まずは今後についての一中の問題について、やるべきことはやらなければだめだし、

そうするならばどうやるべきか、答弁をいただきます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三橋俊一） まず、入札の無効ということについてでございますけども、あくまでも法令とか規則とかこういうことに関しての解釈論ということでお聞き願いたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、各種の規則、それから法令書などに照らし合わせても、あるいは地方自治法施行令などに先ほど申し上げましたとおり照らし合わせても、入札している時点では法律の解釈論では私は無効ではないと、それは今でもそのように考えてございます。

それから、これは私が御答弁申し上げるべきかどうかわかりませんが、契約の解除の話がございましたが、契約の解除権には約定解除権と法定解除権という2種類ございますけれども、これは民法の540条以下にたしか記載されておると記憶してございますが、これにつきましては契約違反の事実があること、これが解除権の行使のために大きな要件となってございます。その中で、これは特に契約書の規定に違反していても、付随的な義務違反の場合は特に重大な実害が発生しない限りこれは解除事由とはならないと。ですから、今の問題がいいとか許されるとかそういうことではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。あくまでも法律の解釈論。ただ、これは私どもがいろんな文献とか規則や条例を見て解釈しているわけでございますが、当然私は法曹でもございませぬし、法曹界に身を置く者でもございませぬので、私の考えがすべて正しいと、そういうことを言っているわけではございませんので、ただ私どもの中ではこのように解釈してそれなりに事務執行を行っている、ということでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時19分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2 番加藤磐議員。

○2 番（加藤 磐議員） 一登壇一

加藤磐でございます。質問の機会を与您いただきまして、心からお礼申し上げます。質問に入る前に一言五所川原市当局にお礼の言葉を述べさせていただきたいと思いま

す。1月の31日でございましたけども、東奥日報及び陸奥新報に津軽鉄道活性協議会の緊急整備事業について、財政支援を確約した記事が載ってございました。いろいろ津軽鉄道さんには、私個人としても申し上げたいこともございますけども、しかしともあれこの地域の貴重な財産でございます。そういう意味から、協議会会長、成田守、そしてまたとりわけ隣町の中泊町長に敬意を表するものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。第1項目、生涯学習教育の推進と公民館活動の活性化について上程いたしました。具体的に申し上げたいと思います。1、金木地区たこ揚げ大会の継続についてお聞きいたします。金木地区では、たこ揚げをここ25年継続してやってまいりました。これは、いわゆる民間の方々が町からの補助7万円を基礎にして営林署、あるいは警察からも助成をいただきまして、大体10万円ぐらいでたこ揚げを25年間続けてきたわけであります。言うまでもなく、この津軽地区はもとより、青森県内においてこの津軽だこのたこ揚げ大会を25回継続しているところは金木町だけであります。先般開かれた藤崎町の大会でも、あれは24回目であります。このたこ揚げ大会を金木町では毎年1月の第3日曜に行ってきたわけであります。ところが、ことし残念ながらこのたこ揚げ大会が実施されませんでした。このことについて私は門外漢ではありますが、そのたこ揚げの音を聞いて楽しませてもらってきた一人でございますし、また地域の中でも非常に大切にされている行事であります。ところが、この廃止されたことについて、たこ揚げグループ並びに町当局の今までの担当しているところ、公民館にも伺ってお聞きしましたけども、どうやらグループにはやる意欲があって、町でも支援する気持ちがありながら、今回の合併によっていろいろ連絡網だとか、あるいは財政の節約とか、そういうはざまの中で実行できなくなったのが現状だと認識するに至りました。

この中身については、今さら申し上げても仕方ございませんので省きまして、問題はことしの本年予算でも実行されなかったということで、この7万円が予算書から削られております。そこで、このたこ揚げ大会を、先ほども申し上げましたように、当事者たちはやる意欲が十分ございますので、このことについて市当局の支援を改めてお願いしたいと、こういうわけでございます。このたこ揚げ大会は、いろんな意味で、先ほど申し上げました後援者の中に警察署もあるということをお紹介させていただきましたけども、いわゆる防犯活動、あるいは子供たちがみずから体感する、厳しい冬をいとうだけでなく楽しむためにも、いわゆるそういう点では教育的な面からも、あるいは金木町には知的障害者の施設がございますが、その子供たちも一緒になりながら楽しみにしている行事でございます。今回の予算では、全国たこ揚げ大会の案内が来ております。こ

ういう大規模なものもより強固にしていくためには、各地域に、五所川原地域にもいろんなグループがあると聞いております。また、市浦地区にもあると聞いております。こういう末端のその土地土地で小さいながらも各地で開催されることによって、それが北斗グラウンドでやる全国大会につながる。それが町の大きな、いわゆる合併のスローガンであります活力ある明るく豊かな住みよいまちづくりのためになるものと確信しておりますので、ぜひ当局にこの点についての支援についてのお考えをお聞きしたいと思います。

2番目の童謡を歌う会の送迎バス運転についてでございます。金木町の公民館活動の中に童謡を歌う会というのがございます。会員は約80名でございます。そして、この平均年齢は70歳を超えております。元気なおばあちゃんたちであります。この方たちが月に2回公民館で練習をしております。そのときに今まで金木町では金木町内を30分から40分かけて自転車で来れない足の不自由な方を、会員を乗せて公民館に送り迎えしております。ところが、このたびの新年度の予算を計上するに当たって、その会だけにはバスを出せないということで通知がございました。そこで私は申し上げたいわけですが、平均年齢70歳と申しましたけども、そうならば当然足腰の悪い方もいるわけですが、しかし、足腰が弱ってきても上半身はしっかりしているわけですが、そういう方たちが張り合いを持って童謡を歌う会に練習に来る。大体常時公民館で練習に参加しているのは40名前後であります。このうちの20名近くがそのバスを利用しているわけですが、

そこで、この会についても、これは生涯学習教育並びにまた公民館活動の活性化、そしてまたいろんな意味で地域の活性化のために私は貢献している、本当に望ましい、敬意を払わなければならない、本当の地域同士の住民のきずなをつくるための大切な組織だと感じております。ついでに申し上げます。このグループは、公民館の童謡を歌う練習を通して、そのきずなを利用して、毎年公民館の前に草花を植栽し、そしてまた公立金木病院の花壇に植栽し、そしてまたその草取りを年に斜陽館も含めてそれぞれの場所に2回、3回とやっている。そしてまた、知的障害者の施設に行き一緒に子供たちに歌ったり、それから老健だとか特養に行き慰問して、そして車いすに乗っているおばあちゃんたちと一緒に歌いながらやっているのを私も見させてもらっていますけども、そうしますと口のきけない人でも童謡を歌おうと思って口を開けるの。それでまた声を出す、言葉を出すきっかけになっている。そういう意味から、この会の練習のときに町営のバスが支援が打ち切られるということでございますが、ぜひ再考をお願いしたい。そしてまた、このことについては助役並びに、あるいは教育長、そしてまたそのほかの

関係部長からもぜひ前向きな御答弁をいただきたいと思います。

次に、2点目の農業行政について申し上げます。今国では農業について大きく政策を転換いたしました。いわゆる担い手、実際にやれる人をつくる、担い手を育成する、そして土地を集約する、これを大きな政策の柱に打ち出したわけでありまして。そしてまた、一方では農業は私的な面、農業やっている人の生活だけの問題だけでなく、農業が公的な役割、つまり緑の環境をつくっている、そういう役目を持っていることも今回の政策は意識して、そしてそのためにその公的な役割を持っている人たちの所得を保障しよう、そういう趣旨から2番目の地域環境保全事業が展開されたわけでありまして。

そこで、この事業の概要について市当局の、概要で結構ですから説明していただき、そしてまた我が五所川原市ではどのように今取り組まれているか。そしてまた、今後どのように推進していくのかお尋ねするわけでありまして。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 加藤磐議員の質問に対する答弁を求めます。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 加藤議員御質問のうち農業行政について、認定農家推進に関する市の取り組みということについてお答えを申し上げたいと思います。

まず、経緯の方でございますが、平成17年3月に策定されました新たな食料・農業・農村基本計画の中で、最重要課題とされておりました品目横断的経営安定対策の創設、あるいは米の生産調整支援策の見直し、農地、水などの資源や環境の保全向上を図るための対策の創設の3本柱で構成されます経営所得安定対策大綱が昨年10月27日に決定されたところでございます。このうちに担い手対策ということで、3本柱のうち品目横断的経営安定対策の創設につきましては、我が国の農業の構造改革を加速化すること等のため、これまで全農家を対象に品目ごとに講じてきた対策を対象を担い手に絞り、その経営全体に着目した対策に転換するというところで、まさにこれまでの農政を根本から見直すものというふうになってございます。

それで、この対策への対象者でございますが、一定の経営規模要件を満たす認定農業者と経営主体としての実体を有する集落営農組織というふうになっておりまして、その経営規模要件は原則として認定農業者が4ヘクタール以上、集落営農組織は20ヘクタール以上というふうになってございます。

市といたしましては、平成19年度からの対策導入に向けまして、県、農協と関係団体と連携を図りながら、担い手の育成確保のため、認定農業者の育成や現在確立されている92の転作営農組織の集落営農組織化に向けた取り組みを強化いたしまして、五所川原

地域の農業ビジョンの確立に向けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（葛西 皓） 加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

金木地区たこ揚げ大会につきましては、伝統の津軽だこを次世代に引き継ごうと、旧金木地区で昭和55年からこれまで25回行われてきたと伺っております。合併後の17年度においてもこれが継続して開催できるよう補助金の予算化を図ったところでございます。しかしながら、大会主催者である金木津軽凧の会から、ことしは大会を行わない旨の報告が金木公民館長になされ、17年度は行われませんでした。18年度以降につきましては、金木津軽凧の会から中止に至った経緯、それからやる意欲があるということでございますが、意欲を実現するためには行政としてどういう支援ができるのか、よく話を聞きながら今後の対応を検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（蒔田弘次） 加藤議員にお答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策の概要及び市の今後の取り組みについての御質問でございますが、議員御承知のとおり近年若者の農業離れ、あるいは農家の高齢化、さらには生活の多様化等によりまして、本来農家が占有していた水路、農道等の資源の保全を地域の農業者だけで守っていくのは難しくなっており、また環境問題に対しましても国民の関心が高まる中で、環境を重視した農業生産への取り組みが求められているところであります。農林水産省では、それらを背景に経営所得安定についての大綱を策定したところであり、この新しい制度では地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援することとなっております。具体的には、地域の農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織をつくり、農道等の草刈りや砂利敷き等の活動計画を策定いたしまして、市と協定を結んで活動し、助成金を受けることとなっております。平成18年度では、モデルケースとして全国で600カ所、青森県には18カ所割り当てられ、事業名を農地・水・農村環境保全向上支援実験事業として、青森県が事業主体となり、北五管内では当市金木町神原と中泊町、鶴田町の3カ所が指定されております。この事業は、19年度から本格的に導入になる予定でございますが、事業導入に当たり相当額の負担額が要することから、県並びに他市町村の動向を見きわめ、あるいは財政当局と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 金木総合支所長。

○金木総合支所長（福井定治） 童謡を歌う会の送迎バスのことについてお答えいたします。

金木総合支所におきましては、管理している車両の使用について使用申込書を提出させていただきます。車両、運転者の確保を確認して、さらに内容を判断の上許可を決定しているところでございます。御質問の童謡を歌う会については、これまで例外的に月2回程度の使用を許可してまいった経緯がございました。例外的と申しますのは、童謡を歌う会については公民館における金木地域の18団体に及ぶ自主開設サークルの一つであるということでございます。当会については、比較的、議員御承知のとおり高齢の方の割合が高いということからこのような取り扱いが慣行となったものでございますけれども、他のサークルとの兼ね合いもあり、新年度から御遠慮いただきたい旨連絡をした次第でございます。このような事情でございますので、議員におかれましても御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（加藤 磐議員） 2回目の質問に入らせていただきます。

たこ揚げ大会については、当グループの方たちと話し合いをしながら支援の方向で取り組んでいただく旨の御答弁をいただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の童謡を歌う会の送迎バス運転について再度質問いたします。先ほども第1回目の質問でも遠慮して申し上げましたが、これは公民館の自主的につくられた組織である旨の今支所長から出ましたけれども、自主的であれ、あるいは公民館でつくったメニューの団体であれ、問題はその活動の中身ではないか。そしてまた、こういう姿こそが単なる自分の趣味の集まりだけでなく……失礼しました。趣味を通してほかの活動にも目を向け、そして積極的に参加していくいわば地域の今まで金木地域の活性の中の本当の根であると私は考えるわけであります。そういう点から、例えば申し上げますけれども、金木町で例えばだれにでもできる介護講座というのを行っております。自宅の中で連れ合いが悪くなったときに救急処置をするか、そういう内容の講座でございます。こういう講座を開いたときに、例えば参加者が大体50人いれば、そのうちの8割ぐらいはそういうグループの人が連絡を取り合って、そして行っている。なので、問題は趣味あるいは担当が教育委員会というだけでなく、公民館というだけでなく、いわゆる保健行政にも大きく貢献している。そういう点からもう一度見直してほしいと願っているわけであります。もしほかのグループよりもぬきんでてそこだけが優遇措置を受けているというような組織があるんでしたら、むしろこの際合併を機に公民館活動というものを見直して、公民館にできるだけ利用してもらおうように、人が来るように、童謡を歌

う会だけでなく、そういうほかのグループにも行政としては足を確保してやる心構えがあつていいんでないかと、またそのための合併ではないのかと、そう思うわけでありませう。そういう点から、もう一度御答弁をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 金木総合支所長。

○金木総合支所長（福井定治） お答えします。

答弁の繰り返しになろうかと思ひますけれども、総合支所で管理のバスについては、福祉団体及びボランティア団体など公共性の強い活動時の送迎手段と規定をしてございます。童謡を歌う会については、公民館を会場として仲間同士が自主的に集まって童謡を歌うという余暇を楽しむサークル団体でありますけれども、これまでバスの空き状況を見て公民館までの送迎について便宜を図ってまいりました。公民館を利用する自主サークルについては、御承知のとおり民謡を楽しむ会とか、あるいは短歌会、俳句会、川柳の会とか、合唱教室など多数存在してございます。当然これらの送迎とかということも行うことが前提となるわけですが、そうすればやっぱり童謡を歌う会だけということになれば、どうしても不公平が生じるということでございます。ただ、イベント、市が主催するイベントとかですね、こういったイベントの参加、あるいは団体としての公共性の強い活動支援については、これまでどおり配慮したいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（加藤 磐議員） 答弁は要りません。何回も申し上げるように、活性化と一口に言っても、その根に当たる部分を一たん切ってしまうと、活性化は絵にかいたもちになってしまう。これを根の部分だと認識もししていただけるなら、そのためにはどうすればいいか。私は、この件についてはそういう何も童謡を歌う会とかたこ揚げそのものだけでなく、そういう類似の団体、たこ揚げでも冒頭申し上げましたようにいっぱいございます。こういうものをやっぱりこの合併を機にもう一度、そういう地域にあって、小さいけれども、たくましくやっているものをやっぱり行政はもう一回洗い直して、そしてその要望をできるだけくみ上げるべきだと、育成していくべきだと。そのためにはこの合併によって、例えば機構、こういうものも合併のままであります。しかし、必要なものに望みをかなえてやるためには、例えば市役所なら市役所の中の機構改革でも当然考えていかねばまね。そういう姿勢でいってほしいと思ひますし、私自身もこのことについてはまた勉強させてもらって、次の機会にでもお聞きしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。
これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後 1時47分 散会

平成18年五所川原市議会第1回定例会会議録(第4号)

議事日程

平成18年3月8日(水)午前10時開議

- 第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから県知事提出議案第7号
五所川原市喜良市財産区議会設置条例案まで
-

本日の会議に付した事件

- 第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから県知事提出議案第7号
五所川原市喜良市財産区議会設置条例案まで
-

出席議員(46名)

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稻 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 二キ子 議員	14番 葛 西 ノリエ 議員
16番 三 和 均 議員	17番 工 藤 誠一郎 議員
18番 寺 田 武 造 議員	19番 野 呂 國四郎 議員
20番 三 和 孝 治 議員	21番 古 川 幸 治 議員
22番 秋 元 洋 子 議員	23番 高 杉 利 彦 議員
24番 山 口 孝 夫 議員	25番 笠 井 幸 市 議員
26番 磯 辺 勇 司 議員	28番 平 山 秀 直 議員
29番 笹 山 精 喜 議員	30番 相 澤 治 議員
31番 平 山 則 雄 議員	32番 島 津 典 明 議員
33番 中 畑 藤 雄 議員	34番 田 中 賢 一 議員
35番 川 口 隆 議員	36番 中 谷 秀 八 議員
37番 福 士 寛 美 議員	38番 川 浪 茂 浩 議員
39番 木 村 清 一 議員	40番 工 藤 善 司 議員
41番 葛 西 収 三 議員	42番 工 藤 武 則 議員

43番 吉岡 浩 議員
45番 成田 長代 議員
47番 三 渦 春 樹 議員

44番 葛 西 敬太郎 議員
46番 濱 田 春 士 議員
48番 長谷川 清 勝 議員

欠席議員（2名）

27番 伊丸岡 勇 議員

50番 前 田 清 勝 議員

説明のため出席した者（26名）

市長職務代理者
助 役

雨 森 康 夫

収 入 役

鳴 海 義 男

総 務 部 長

山 田 晴 雄

財 政 部 長

三 橋 俊 一

民 生 部 長

木 村 一 善

福 祉 部 長

宮 崎 堅 治

経 済 部 長

蒔 田 弘 次

建 設 部 長

笹 森 英 志

金木総合支所長

福 井 定 治

市浦総合支所長

成 田 義 正

西北中央病院
事 務 局 長

原 慶 之

水道事業所長

須 郷 純 彦

教 育 委 員 長

阿 部 育 也

教 育 部 長

葛 西 皓

選挙管理委員会
委 員 長

平 野 光 雄

選挙管理委員会

木 村 隆 一

事 務 局 長

農業委員会会長

秋 田 嘉 徳

農 業 委 員 会

鈴 木 正 徳

事 務 局 長

総 務 課 長

三 上 裕 行

財 政 課 長

工 藤 勝

企 画 課 長	横 山 敏 美
市 民 課 長	野 宮 建 司
保 護 福 祉 課 長	小 山 内 健 造
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	櫛 引 和 雄

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員46名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。

◎日程第1 議案第1号から県知事提出議案第7号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから県知事提出議案第7号 五所川原市喜良市財産区議会設置条例案までの60件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第2号 専決処分の承認を求めることについてから議案第30号 平成18年度五所川原市工業用水道事業会計予算までの29件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の29件については全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、議案第31号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案から議案第53号 字の区域の変更についてまで及び県知事提出議案第1号 五所川原市野里財産区議会設置条例案から県知事提出議案第7号 五所川原市喜良市財産区議会設置条例案までの31件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしましたから、御報告いたします。

次に、本定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから、御報告いたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

議案調査及び委員会審査並びに議事整理のため、明9日及び10日並びに13日から15日までの都合5日間は休会といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会とすることに決しました。

なお、11日及び12日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る16日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時31分 散会

平成18年五所川原市議会第1回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成18年3月16日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 議案第31号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第32号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第33号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第34号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第53号 字の区域の変更について
- 第 8 県知事提出議案第1号 五所川原市野里財産区議会設置条例案
- 第 9 県知事提出議案第2号 五所川原市神山財産区議会設置条例案
- 第10 県知事提出議案第3号 五所川原市松野木財産区議会設置条例案
- 第11 県知事提出議案第4号 五所川原市戸沢財産区議会設置条例案
- 第12 県知事提出議案第5号 五所川原市原子、羽野木沢、俵元財産区議会設置条例案
- 第13 県知事提出議案第6号 五所川原市前田野目財産区議会設置条例案
- 第14 県知事提出議案第7号 五所川原市喜良市財産区議会設置条例案
- 第15 請願第 1号 Xバンドレーダー車力配備に関する請願
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第16 議案第37号 五所川原市農村公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第40号 五所川原市金木水稻共同育苗施設設置条例等を廃止する条例案
- 第18 議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第19 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第20 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第21 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第22 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第23 議案第36号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第24 議案第39号 五所川原市児童遊園設置条例を廃止する条例案

- 第25 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第26 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第27 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第28 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第29 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第30 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第31 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第32 議案第38号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第33 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第34 議案第3号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算
- 第35 議案第4号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第36 議案第5号 平成17年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第37 議案第6号 平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第38 議案第7号 平成17年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第39 議案第8号 平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
- 第40 議案第9号 平成17年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第41 議案第10号 平成17年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第42 議案第11号 平成17年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
- 第43 議案第12号 平成18年度五所川原市一般会計予算
- 第44 議案第13号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第45 議案第14号 平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第46 議案第15号 平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第47 議案第16号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第48 議案第17号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第49 議案第18号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第50 議案第19号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計予算

- 第51 議案第20号 平成18年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
 - 第52 議案第21号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
 - 第53 議案第22号 平成18年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
 - 第54 議案第23号 平成18年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
 - 第55 議案第24号 平成18年度五所川原市相内財産区特別会計予算
 - 第56 議案第25号 平成18年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
 - 第57 議案第26号 平成18年度五所川原市十三財産区特別会計予算
 - 第58 議案第27号 平成18年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
 - 第59 議案第28号 平成18年度五所川原市病院事業会計予算
 - 第60 議案第29号 平成18年度五所川原市水道事業会計予算
 - 第61 議案第30号 平成18年度五所川原市工業用水道事業会計予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
 - 第62 発議第 1号 道路財源の確保に関する意見書案
 - 第63 発議第 2号 五所川原市農業委員会委員の推薦について
-

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 議案第31号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第32号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第33号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第34号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に
関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第53号 字の区域の変更について
- 第 8 県知事提出議案第1号 五所川原市野里財産区議会設置条例案
- 第 9 県知事提出議案第2号 五所川原市神山財産区議会設置条例案
- 第10 県知事提出議案第3号 五所川原市松野木財産区議会設置条例案
- 第11 県知事提出議案第4号 五所川原市戸沢財産区議会設置条例案
- 第12 県知事提出議案第5号 五所川原市原子、羽野木沢、俵元財産区議会設置条例
案
- 第13 県知事提出議案第6号 五所川原市前田野目財産区議会設置条例案

- 第14 県知事提出議案第7号 五所川原市喜良市財産区議会設置条例案
- 第15 請願第 1号 Xバンドレーダー車力配備に関する請願
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第16 議案第37号 五所川原市農村公園設置条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第40号 五所川原市金木水稲共同育苗施設設置条例等を廃止する条例案
- 第18 議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第19 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第20 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第21 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第22 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第23 議案第36号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第24 議案第39号 五所川原市児童遊園設置条例を廃止する条例案
- 第25 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第26 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第27 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第28 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第29 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第30 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第31 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第32 議案第38号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第33 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第34 議案第 3号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算
- 第35 議案第 4号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第36 議案第 5号 平成17年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第37 議案第 6号 平成17年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第38 議案第 7号 平成17年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第39 議案第 8号 平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算

- 第40 議案第 9号 平成17年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第41 議案第10号 平成17年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第42 議案第11号 平成17年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
- 第43 議案第12号 平成18年度五所川原市一般会計予算
- 第44 議案第13号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第45 議案第14号 平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第46 議案第15号 平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第47 議案第16号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第48 議案第17号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第49 議案第18号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第50 議案第19号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第51 議案第20号 平成18年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第52 議案第21号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第53 議案第22号 平成18年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第54 議案第23号 平成18年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第55 議案第24号 平成18年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第56 議案第25号 平成18年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第57 議案第26号 平成18年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第58 議案第27号 平成18年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第59 議案第28号 平成18年度五所川原市病院事業会計予算
- 第60 議案第29号 平成18年度五所川原市水道事業会計予算
- 第61 議案第30号 平成18年度五所川原市工業用水道事業会計予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第62 発議第 1号 道路財源の確保に関する意見書案
- 第63 発議第 2号 五所川原市農業委員会委員の推薦について

◎出席議員（47名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 原 田 寛 議員 | 2番 加 藤 磐 議員 |
| 3番 阿 部 春 市 議員 | 4番 齊 藤 一 郎 議員 |

5番	松野武司	議員	6番	桑田茂	議員
7番	木村博	議員	8番	外崎茂	議員
9番	伊藤永慈	議員	10番	田中昇	議員
11番	寺田達也	議員	12番	稲葉好彦	議員
13番	櫛引ユキ子	議員	14番	葛西ノリエ	議員
16番	三和均	議員	17番	工藤誠一郎	議員
18番	寺田武造	議員	19番	野呂國四郎	議員
20番	三和孝治	議員	21番	古川幸治	議員
22番	秋元洋子	議員	23番	高杉利彦	議員
24番	山口孝夫	議員	25番	笠井幸市	議員
26番	磯辺勇司	議員	28番	平山秀直	議員
29番	笹山精喜	議員	30番	相澤治	議員
31番	平山則雄	議員	32番	島津典明	議員
33番	中畑藤雄	議員	34番	田中賢一	議員
35番	川口隆	議員	36番	中谷秀八	議員
37番	福土寛美	議員	38番	川浪茂浩	議員
39番	木村清一	議員	40番	工藤善司	議員
41番	葛西収三	議員	42番	工藤武則	議員
43番	吉岡浩	議員	44番	葛西敬太郎	議員
45番	成田長代	議員	46番	濱田春士	議員
47番	三潟春樹	議員	48番	長谷川清勝	議員
50番	前田清勝	議員			

欠席議員（1名）

27番 伊丸岡 勇 議員

説明のため出席した者（27名）

市長職務代理者
助 役
収 入 役
総 務 部 長
財 政 部 長

雨 森 康 夫
鳴 海 義 男
山 田 晴 雄
三 橋 俊 一

民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	蒔 田 弘 次
建 設 部 長	笹 森 英 志
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	原 慶 之
水道事業所長	須 郷 純 彦
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会 事 務 局 長	木 村 隆 一
農業委員会会長	秋 田 嘉 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	三 上 裕 行
財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	横 山 敏 美
市 民 課 長	野 宮 建 司
保 護 福 祉 課 長	小山内 健 造
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	櫛 引 和 雄

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員47名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により会議を進めます。

◎日程第 1 議案第1号から

日程第15 請願第1号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから
日程第15、請願第1号 Xバンドレーダー車力配備に関する請願までの15件を一括議題
といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（櫛引ユキ子） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、総務常任委員会に付託されました議案14件
及び請願1件について、去る8日、理事者側の出席を求め審査いたしましたので、その
経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は合併による
平川市誕生に伴う青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県
市長会館管理組合規約の変更であり、平成18年1月16日に専決処分したので、その承認
を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決し
ました。

次に、議案第31号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案でありま
すが、本件は市税及び介護保険料の賦課徴収事務等を本庁に統合するため、総合支所の
組織及び分掌事務を改めるものであるとの説明に対し、今後の支所職員削減見込み、支
所職員削減による徴収率への影響等について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく
原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案であり
ますが、本件は老人福祉計画・介護保険事業計画作成委員会の審議事項に介護保険法改
正による新たな事項を追加することに伴い、委員会の名称、委員の任期等を改めるもの
であるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

次に、議案第33号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じ、職員の給料月額、昇給制度、地域手当等について改正するものであるとの説明があり、これに対し、単純労務職給料表の改正について、引き下げ額及びその妥当性について、職員数について、ラスパイレス指数について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案であります。本件は津軽鉄道に対する固定資産税の課税免除の適用期間を3年間延長するものであるとの説明に対し、津軽鉄道の経営見通しについて、鉄道事業に対する国の支援について、免除額について質疑があり、説明を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。本件は国民健康保険税の不均一課税を是正し統一するため条例を改正するものであるとの説明に対し、旧市町村別の引き上げ率と金額について、医療分の応益応能割合について、収納率について質疑があり、説明を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 字の区域の変更についてであります。本件は県営担い手育成基盤整備事業吉野田地区の施行により字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、県知事提出議案第1号 五所川原市野里財産区議会設置条例案から県知事提出議案第7号 五所川原市喜良市財産区議会設置条例案までの7件は、いずれも地方自治法第295条の規定に基づき、各財産区に議会を設置するため提案したものであるとの説明に対し、財産区管理会を財産区議会に変更することについて、財産区における剰余金の取り扱いについて質疑があり、説明を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 Xバンドレーダー車力配備に関する請願であります。本件は、Xバンドレーダー車力配備に反対の意見書を防衛庁等に提出することを求めるものであり、これに対し配備が計画されている自治体が協議中であるため継続審査とすべきという発言、また外交、防衛に関しては国の専管事項で、当事者ではない本市議会が判断できるものではない上、最終判断期限が間近であることから不採択とすべきという発言が

あり、採決の結果、請願第1号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

40番。

○40番（工藤善司議員） Xバンドのことしゃべってもいいか、質問してもいいか。

○議長（齊藤一郎） はい。

○40番（工藤善司議員） じゃ、第15の請願第1号 Xバンドレーダー車力配備に関する請願、質問だけです。不採択の理由として自治体協議会の方でまだ決まっていないから、五所川原市ではそれには余り関係しないような説明と、外交、防衛は国の専管事項であって、我々市議会がとやかく言うものではないということがありますけれども、これは我々は請願としてやるんであって、決定権はないのは当たり前の話で、この点については非常にあいまいじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（齊藤一郎） よくわかりました。

質疑を終結……

（不規則発言あり）

○議長（齊藤一郎） はい、討論。

○14番（葛西ノリエ議員） 請願第1号の不採択に反対をいたします。

○議長（齊藤一郎） 本件に関する反対討論の発言を許可します。

14番葛西ノリエ議員。

○14番（葛西ノリエ議員） 一登壇一

Xバンドレーダー車力配備に関する請願の不採択に反対をいたします。

昨年12月初めに、防衛庁が米軍Xバンドレーダーの配備有力地に空自車力分屯基地が拳がっていることを明らかにしてから3カ月を経て、正式に県とつがる市に要請がありました。Xバンドレーダーは、米国本土の弾道ミサイル防衛において早期警戒衛星の情報に基づき弾道ミサイルを発見し、その飛行方向、高度、速度を探知して迎撃ミサイルを発射するためのレーダーであると聞いています。強力な電磁放射線を出すため、人体や携帯電話、テレビ、ラジオなどへの障害が懸念されています。Xバンドレーダーが実際に配備、運用されるのは世界で日本が初めてで、研究例がほとんどないということですから、不明な点が多く、地域住民が試験台になりかねない現状にあります。詳しい中身が説明されず、3月末までに最終的判断が迫られ、最初から配備ありきで進められようとしていることに疑問と不安は膨らむばかりです。地元では車力配備に反対する会

が結成されました。地元の声を尊重すべきだと思います。県内での米軍基地機能強化であり、集団的自衛権の行使につながるものであることから、私たち社民党は配備に強く反対しています。したがって、総務常任委員会の判断には納得いかず、反対いたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第1号は承認、議案第31号から議案第35号まで及び議案第53号並びに県知事提出議案第1号から県知事提出議案第7号までの13件は原案可決であります。請願第1号は不採択であります。

ただいまの委員長の報告のうち、請願第1号に対し御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第1号に関する委員長報告は不採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 賛成多数であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決されました1件を除く14件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された1件を除く14件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第16 議案第37号から

日程第22 議案第52号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第16、議案第37号 五所川原市農村公園設置条例の一部を改正する条例から日程第22、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定についての7件を一括議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長（三和 均） 一登壇一

おはようございます。本定例会において経済常任委員会に付託されました議案7件について、去る8日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第37号 五所川原市農村公園設置条例の一部を改正する条例案であります。本件は大沼公園及び十三漁村公園を農村等公園として設置するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 五所川原市金木水稲共同育苗施設設置条例等を廃止する条例案であります。本件は五所川原市金木水稲共同育苗施設設置条例ほか4件の条例を廃止するため提案するものであるとの説明があり、これに対し、今後の施設の維持管理についての質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 公の施設の指定管理者の指定についてから議案第52号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの5件は、いずれも地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、これに対し、各施設の指定管理料の金額及び利用状況等についての質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

46番。

○46番（濱田春士議員） これは、たしか経済常任委員会で農村等という字句、「等」を入れたような感じがするんですが、これでは農村公園設置条例となっていますけども、これでいいんでしょうか。

○議長（齊藤一郎） はい。

○経済部長（蒔田弘次） 経済部の方から答えさせていただきますが、この条例の農村の次に「等」を加えることをまず改正してから、今回の十三漁村公園を加えるということになりますので、最初に条文を改正してからということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第37号及び議案第40号並びに議案第48号から議案第52号までの7件は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第23 議案第36号から

日程第31 議案第47号まで

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第23、議案第36号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例案から日程第31、議案第47号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長(磯辺勇司) 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案9件について、去る8日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第36号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例案については、第3期介護保険事業計画期間にかかわる第1号被保険者の保険料率を年額3万円から9万円までの6段階に定めるとともに、合併前の旧市町村の区域ごとに定めていた普通徴収にかかわる保険料の納期を統一して定めるほか、介護保険法等の改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明があり、これに対し、保険料額の算定方法について、第3期介護保険事業計画の中でのグループホームなどの施設の位置づけについて、改正内容の市民への説明についてなど質疑があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 五所川原市児童遊園設置条例を廃止する条例案については、五所川原市児童遊園及び五所川原市ひまわり児童遊園について、都市公園として管理するため用途を廃止するものであるとの説明があり、これに対し、都市公園とする理由について、市内の都市公園数について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号から議案第47号までの7件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであり、五所川原市森の家、五所川原市地域福祉センター、五所川原市老人福祉センター、金木中央老人福祉センター、五所川原市養護老人ホームくるみ園、五所川原市金木生活支援ハウス及び五所川原市市浦生活支援ハウスの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第36号及び議案第39号並びに議案第41号から議案第47号までの9件は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第32 議案第38号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第32、議案第38号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案1件について、去る8日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第38号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案であります。本

件は公営住宅法施行令の改正に伴い、所要の事項を改めるとともに、市営住宅の一部を用途廃止し、管理を開始するため提案するものであるとの説明があり、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第33 議案第 2号から

日程第61 議案第30号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第33、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてから日程第61、議案第30号 平成18年度五所川原市工業用水道事業会計予算までの29件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長（稲葉好彦） 一登壇一

おはようございます。去る8日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私稲葉好彦が、副委員長に田中昇委員が選任され、13日及び14日の2日間にわたり、付託されました議案29件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、議員全員をもって構成されておりますので、議案の内容、その他詳細については省略させていただき、議案番号順に審査経過に述べられた質疑の主たるものを

箇条的に申し上げますので、御了承お願いいたします。

最初に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、本件は平成17年度五所川原市一般会計補正予算であります。質疑もなく全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成17年度五所川原市一般会計補正予算は、商工費の物件移転補償費及び燃料費の内容について質疑があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第8号 平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算までの5件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成17年度五所川原市病院事業会計補正予算については、病院事業の今後の見通しについて、土地売却代金の内容について、病院が購入したビルの利用状況について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成17年度五所川原市水道事業会計補正予算及び議案第11号 平成17年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算の2件は、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 平成18年度五所川原市一般会計予算は、歳入においては予算編成の基本方針について、平成17年度の決算見込みについて、地方交付税の内容について、財政改革及び財政再建のための計画についての質疑があり、また歳出においては青森県防災ヘリコプター連絡協議会負担金について、五所川原生き活きセンター建設工事費の内容について、介護予防事業の内容について、児童虐待に関する市町村ネットワークについて、予防接種等委託料の内容について、緊急再就職促進訓練講師委託料について、中山間地域直接支払事業費補助金の内容について、商工会補助金の内容について、商店街空き店舗利用資金利子及び保証料補給費補助金の内容について、区画整理事業の補償費の内容について、小中学校各種大会補助金の内容について、五所川原第一中学校建設工事費について、文化財保護費の各種補助金の減額理由について、学校給食の給食賄い材料費の内容について、給食センター建設について質疑があった後、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、国民健康保険税の算出内容について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算から議案第16号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計予算までの3件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計予算は、通所型介護予防事業委託料及び訪問型介護予防委託料の内容について、家族介護慰労金の内容について、包括的支援事業委託料及び地域自立生活支援事業委託料の内容についての質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算から議案第30号 平成18年度五所川原市工業用水道事業会計予算までの13件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第2号は承認、議案第3号から議案第30号までの28件は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第62 発議第1号及び

日程第63 発議第2号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第62、発議第1号 道路財源の確保に関する意見書案及び日程第63、発議第2号 五所川原市農業委員会委員の推薦についての2件を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

まず、21番古川幸治議員。

○21番（古川幸治議員） 一登壇一

発議第1号 道路財源の確保に関する意見書であります。内容については皆様のお手元に配付しております議案書のとおりであります。地方道路整備の財源確保のため、何とぞ満場の御賛同を得、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 次に、39番木村清一議員。

○39番（木村清一議員） 一登壇一

発議第2号 五所川原市農業委員会の委員の推薦についてであります。推薦人につきましては皆様のお手元に配付しております議案書のとおりであります。いずれも人格、識見にすぐれ、適任と認めるものであり、何とぞ満場の賛同を得、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議2件については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 発議第1号 道路財源の確保に関する意見書案の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤一郎） 次に、発議第2号 五所川原市農業委員会委員の推薦についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

本件に対する反対ですか、賛成ですか。

○14番（葛西ノリエ議員） 反対です。

○議長（齊藤一郎） 反対討論の発言を許可いたします。

14番葛西ノリエ議員。

○14番（葛西ノリエ議員） 一登壇一

発議第2号に異議がありますので発言をいたします。

2002年に議会推薦により3人の女性農業委員が一举に誕生し話題になったことは、私の記憶にはまだ新しいことであります。昨年からは2名になっていますが、今日まで女性農業委員が果たしてきた役割は大きく、農業委員会の活性化や地域農業の振興に女性の視点が活かされてきました。近隣市町村にも女性農業委員の存在意義を深めるきっかけになっていることも忘れてはなりません。今回も女性農業委員は確保されていかれるものと思っておりましたが、男性ばかりで驚いています。成田市長の特段の配慮のもとで誕生した女性農業委員が、今日市長入院中にいなくなるというのは、成田市長の志にも反するものではないでしょうか。時代を逆行するものであり、いま一度考え直していただきたいと思えます。したがって、発議第2号に反対するものであります。

○議長（齊藤一郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） これにて討論を終結いたします。

御異議がありますので、発議第2号については起立により採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎助役あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長職務代理者助役より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

助役。

○市長職務代理者助役（雨森康夫） 一登壇一

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年度各会計予算、職員給与条例案ほか多数の案件を御審議いただきました本定例会も、齊藤議長初め稲葉予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも滞りなく御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存でございます。

さて、議員各位におかれましては、予算審議を通じて既に御案内のとおり、遺憾ながら当市は財源不足を抱えての予算編成を余儀なくされているところでございます。この根本的要因は、多くを依存財源に頼らざるを得ない当市の財政構造にあると考えております。財政をめぐる国及び地方の環境を見ますと、交付税、国庫補助金等依存財源の代表的なものの増加が見込まれる状況になく、他方自主財源としての市税についても直ちに増収が見込まれるものではないと考えているところでございます。これらを踏まえた上で、財政を立て直そうとすれば、必然的に歳出の削減、すなわち事務事業の抜本的な見直しに取り組まざるを得ません。ただいま当市では行政改革推進本部を立ち上げ、千八百余を超える全国自治体が共通して取り組む地方行革である集中改革プランをまとめたところでございます。歳出削減には、部分的なサービスの低下が伴うことが否定できないわけですが、優先的に確保すべきもの、縮小、廃止せざるを得ないものにつき、どのように行っていくかが今後の課題であります。本日も議会終了後集中改革プランについての説明会が開催されることになってございますが、議員各位におかれましてはどうかこれらの趣旨を御理解くださり、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。いずれにいたしましても、当市の将来を担う子供たちの世代に負担を負わせることのないよう、今後とも当市行革の推進につき特段の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに、春まだ浅い季節ではございますが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、ますます御活躍くださいますよう心から祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成18年五所川原市議会第1回定例会を閉会いたします。
午前11時12分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年3月16日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 田 中 賢 一

五所川原市議会議員 古 川 幸 治

五所川原市議会議員 秋 元 洋 子

五所川原市議会議員 高 杉 利 彦